# 【個人信用情報の取扱いに関する同意条項】

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、	下記の情報のいずれかが登録されている期間
電話番号、勤務先等の本人情報	
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済して
返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実	いない場合は完済日)から5年を超えない期間
を含む)の情報	
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約	当該利用日から1年を超えない期間
またはその申込の内容等	
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、
	取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則 遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関 及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。
- ①機構が加盟する個人信用情報機関
  - ・全国銀行個人信用情報センター

http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

- ②同機関と提携する個人信用情報機関
  - (株) 日本信用情報機構

http://www.jicc.co.jp

・(株) シー・アイ・シー

http://www.cic.co.jp

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

## 独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(平成 24 年 1 月 4 日制定) (平成 26 年 5 月 26 日改正) (平成 27 年 1 月 29 日改正)

#### (保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に保証を委託します。

- 第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等(以下「返還誓約書等」という。)により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。
- 2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

### (奨学金貸与契約の遵守)

- 第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。 (保証料等)
- 第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第二種奨学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。
- 2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。
- 3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。
- 4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。
- (1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日(貸与終了後に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日となるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。
- (2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。
- (3) 私が、保証料の過払いをしたとき。
- (4) 違算により保証料の過払いがあったとき。
- 5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。 (保証の効力)
- 第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機

構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。 (保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

- 第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構 を通じて協会に届け出ます。
- 2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調 査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

- 第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。
- 2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。
- 第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行 使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。
- 2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

- 第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。
- (1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
- (2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
- (3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。
- 2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。
- (1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
- (2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により 重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、 協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

- 第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。
- 2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は 私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行う かを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りな

いときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。 (公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の 文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第 17 条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同 育 1 ます

(個人情報の開示、訂正及び削除)

- 第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。
- 2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

付則

この約款は、平成26年5月26日から施行する。

この約款は、平成27年1月29日から施行する。

業務方法書 (抜粋)

(平成16年4月1日文部科学大臣認可) (平成29年3月31日文部科学大臣変更認可)

> 独立行政法人日本学生支援機構 平成16年4月1日 最終変更 平成29年3月31日

# 第2章 学資の貸与その他必要な援助に関する事項 第1節 貸与奨学金の貸与を受けるための資格,条件等

(学資の貸与を受ける者の資格)

第3条 機構は法第13条第1項第1号の業務として、法、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号。以下「令」という。)及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。)の定めるところにより、大学等(大学(大学院を除く。以下同じ)、大学院、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。第30条の2及び第30条の9を除き、以下同じ。)に在学する優れた学生等(大学、大学院及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。第30条の2及び第30条の3を除き、以下同じ。)であって経済的理由により修学に困難がある者と認められたものに対して、学資の貸与を行うものとする。

(学資の貸与)

- 第4条 前条の規定により、機構が貸与する学資を貸与奨学金、貸与奨学金を受ける 者を貸与奨学生といい、貸与奨学生のうち、無利息の貸与奨学金(以下「第一種奨学 金」という。)を受ける者を第一種奨学生、利息付きの貸与奨学金(以下「第二種奨 学金」という。)を受ける者を第二種奨学生という。
- 2 第一種奨学金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者の うち、省令第21条に定める基準及び方法に従い、特に優れた学生等であって経済的 理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとす
- 3 第二種奨学金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、省令第22条 に定める基準及び方法に従い、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難 があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 4 省令第23条に定める基準及び方法に従い、第一種奨学金の貸与を受けることによってもなおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第一種奨学金に併せて第二種奨学金を貸与することができるものとする。
- 5 第一種奨学金(大学院で貸与を受けるものを除く。)のうち、採用時において経済的理由により特に著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する貸与奨学金は、第24条に定める返還期限猶予について同条第4項に規定する特例を適用できるものとする。

6 前項の認定は、当該貸与奨学金の貸与を受ける者の生計を維持する者(父及び母又はこれに代わって生計を維持する者をいう。以下同じ。)の所得が給与所得のみの場合にあっては年間収入金額が300万円以下(給与所得以外の所得がある場合にあっては1年間の総収入金額から必要な経費を控除した金額(以下「年間所得金額」という。)が200万円以下)である場合に行うこととし、特別の事情がある場合は、別表第4の定めるところに従い、当該年間収入金額又は年間所得金額から特別控除額を控除した金額を年間収入金額又は年間所得金額とみなすものとする。

### 第2節 貸与奨学金の額等

(第一種奨学金の通信教育に係る額)

- **第5条** 令第1条第3項の規定に基づき機構の定める額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者 その者 が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり88,000円
- (2) 放送大学学園法 (平成14年法律第156号) 第3条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者で教員に面接して授業を受けるもの その者が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり88,000円

(令第1条第2項の規定に基づき定める額)

**第5条の2** 令第1条第2項に規定する機構の定める額とは、別表第1に規定する省令第23条第2項第2号の収入基準額とする。

(第二種奨学金に係る額及び利率)

- 第6条 令第2条第2項の機構の定める額は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 私立の大学の医学又は歯学を履修する課程の項の機構の定める額 160,000円
- (2) 私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程の項の機構の定める額 140,000円
- (3) 法科大学院の法学を履修する課程の項の機構の定める額 190,000円又は 220,000円
- 2 令附則第2条第1項の規定により読み替えられた令第2条第2項及び第3項並び に第3条第3項における機構の定める利率は、次の各号に掲げる場合について、そ れぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 法第19条第1項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率(以下、「基本利率」という。)が年2.9パーセント以下の場合 当該利率に0.2パーセントを上乗せした利率
- (2) 基本利率が年2.9パーセントを超え年3.1パーセント以下の場合 年3.1パーセントの利率
- (3) 基本利率が年3.1パーセントを超える場合 当該利率

### 第7条 削除

### 第3節 貸与奨学生の選考等

(推薦の基準等)

- **第8条** 省令第21条第1項, 第22条第1項及び第23条第1項の推薦の基準は, 第3 項から第7項までに定めるもののほか, 別記第1から第12までに定めるとおりとする.
- 2 省令第21条第1項第2号の機構の定める基準は、別記第13に定めるとおりとする。
- 3 高等学校等卒業者又は大学等を卒業若しくは修了した者に係る推薦は、次の表の 左欄の区分に応じて右欄の申込期限までに貸与奨学金の申込みをした者を対象とし て行うものとする。

区分	申込期限
高等学校等卒業者	
省令第21条第1項第2号,第22条第1 項第2号及び第23条第1項第2号関係	当該学校を卒業後2年以内
省令第22条第1項第3号イ関係	当該学校を卒業後3年以内
大学等を卒業又は修了した者	
省令第21条第1項第2号関係	当該学校を卒業又は修了後2年以内
省令第22条第1項第3号ハ及びニ,第5号並びに第23条第1項第4号関係	当該学校を卒業又は修了後3年以内
高等専門学校の第3学年の課程を修了した者 (省令第22条第1項第3号ロ関係)	当該高等専門学校の第3学年の課程を 修了した後5年以内(ただし,当該高等 専門学校を卒業した者については卒業し た後3年以内)

- 4 省令第21条第1項第4号,第22条第1項第5号及び第23条第1項第4号の機構の 定める基準は、当該学生若しくは卒業した者の指導に当たる教員又はこれに準ずる 者からの推薦を受けた者とする。
- 5 省令第21条第1項第6号,第22条第1項第7号及び第23条第1項第6号の機構が 定める基準は,当該学生の指導に当たる教員又はこれに準ずる者からの推薦を受け た者とする。
- 6 省令第21条第1項第4号及び第23条第1項第4号の学長又は校長の推薦並びに第 4項の指導に当たる教員又はこれに準ずる者の推薦(同令第22条第1項第5号に該 当する場合を除く。)並びに同令第21条第1項第6号及び第23条第1項第6号にお ける前項の指導に当たる教員又はこれに準ずる者の推薦(同令第22条第1項第7号 に該当する場合を除く。)は,第34条第3号に規定する海外留学支援制度(以下 「大学院学位取得型」という。)における奨学金等の給付を受ける者を対象として 行うものとする。
- 7 省令第21条第1項第5号及び第23条第1項第5号に係る推薦(大学等に相当する 外国の学校又は研究機関等(以下「外国の学校等」という。)に留学する者の推薦 に限る。)は,第34条第2号に規定する海外留学支援制度(以下「協定派遣」とい う。)における奨学金等の給付を受ける者を対象として行うものとする。

(貸与奨学生の選者に係る資料)

(貸与奨学金の貸与に係る保証契約)

- 第9条 省令第21条第2項第1号, 第22条第2項第1号及び第23条第2項第1号の 機構の定める資料は,当該各規定に基づき推薦を行う校長又は学長等による人物評 価の結果の資料及び別に定めるところにより行う健康診断の結果等の資料とする。
- 2 機構は、必要があると認めるときは、貸与奨学金の貸与を受けようとする者の 過去の貸与済み貸与奨学金に関する情報を、前項の機構が定める資料のうちに加 えることができる。
- 3 省令第21条第2項第2号及び第3号, 第22条第2項第2号及び第3号並びに第23 条第2項第2号及び第3号の機構の定める収入基準額とは, 別表第1から別表第3 までに定めるところによる。
- 4 省令第21条第2項第2号及び第3号,第22条第2項第2号及び第3号並びに第23条第2項第2号及び第3号の収入に関する資料及び収入に関し機構の定める資料(以下「収入に関する資料」という。)とは,地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第2条第2項及び第281条第2項の規定に基づき普通地方公共団体又は特別区が発行する収入及び所得の種類別にその金額が記載された証明書(以下「所得証明書」という。)その他の機構が定める資料とする。
- 第10条 貸与奨学生は、法人(機構が指定する一の法人(以下「保証機関」という。)に限る。以下この項において同じ。)又は自然人2人(大学に相当する外国の学校(以下「外国の大学」という。)で第二種奨学金の貸与を受ける者又は大学院に相当する外国の学校(以下「外国の大学院」という。)で貸与奨学金の貸与を受ける者にあっては、保証機関及び自然人2人)を保証人に立てることを要するものとする。ただし、第18条の2に規定する返還方式を選択した者にあっては、保証機関を保証人に立てることを要するものとする。
- 2 前項の保証機関又は自然人の保証人1人(外国の大学で第二種奨学金の貸与を受ける者又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受ける者にあっては、保証機関及び自然人の保証人1人)は、連帯保証人(貸与奨学生と連帯して債務を負担する者をいう。以下同じ。)とする。
- 3 連帯保証人となる自然人は、貸与を受けようとする者が未成年者の場合にあっては、その保護者(民法(明治29年法律第89号)第818条に規定する親権を行う者又は第839条に規定する未成年後見人をいう。以下同じ。)とし、成年者の場合にあっては、原則として、父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。
- 4 第1項の規定により保証人となる自然人のうち第2項に定める連帯保証人以外の 自然人は、独立の生計を営む者であって、原則として貸与奨学生の父母以外の4親 等以内の親族とする。

(保証機関)

第10条の2 前条第1項に規定する保証機関の指定に当たり,機構は,貸与総額(貸与を受けた貸与奨学金の総額をいう。以下同じ。)から経過年分の割賦金((令第5条に規定する割賦の方法により貸与奨学金を返還する場合における各返還期日ごと

の返還分をいう。以下同じ。)第二種奨学金については利息を除く。)の額を減じた経過年ごとの返還未済額(第二種奨学金については利息を除く。)に対し、年0.7パーセント未満で、保証機関との契約において定める保証料年率を基準とし算出される保証料で保証を行う法人を指定するものとする。

### 第4節 貸与奨学金の申込等

(貸与奨学生の申込み及び推薦)

- 第11条 貸与奨学金の貸与を受けようとする者は、当該貸与奨学金に係る遵守事項及 び機構が個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」をいう。 以下同じ。) を利用して当該貸与奨学金の貸与を受けようとする者等の情報(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第 53条各号に規定される情報に限る。)を取得し、行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第57条各号に規定される事務に利用する こと(法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与に関する業務を実施するために 必要な地方税関係情報の取得を含む。以下この条及び第17条において「個人番号利 用」という。) 等に同意する旨を表示した確認書兼個人信用情報の取扱いに関する 同意書、収入に関する資料その他の機構の理事長(以下単に「理事長」という。) が定める書類を次の各号の区分に応じ、学校の長又は理事長に提出し、かつ、イン ターネットを通じて貸与奨学金の申込みに係る所定の事項(以下「申込データ」と いう。)を収入に関する資料等に基づき機構に送信するものとする。ただし、機構 が特に認める場合には、インターネットを通じて申込データを機構に送信すること に代えて、貸与奨学金申込書その他の機構の定める書類を、次の各号の区分に応じ、 学校の長又は理事長に提出するものとする。
- (1) 現に学校に在学している者(第4号から第7号までに掲げる者を除く。) 在 学する学校の長(以下「在学学校長」という。)
- (2) 現に学校に在学していない者(次号から第6号までに掲げる者を除く。) 卒業 した学校の長
- (3) 認定試験合格者(高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号。 以下「試験規則」という。)第8条第1項に規定する認定試験合格者(同規則附則 第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。 以下「旧規程」という。)第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。)を いう。以下同じ。)若しくは認定試験科目合格者(試験規則第8条第2項に規定 する認定試験科目合格者(旧規程第8条第2項に規定する資格検定科目合格者を 含む。)で機構の定める基準に該当するものをいう。別記13を除き,以下同じ。) 又は認定試験出願者(貸与奨学金申込書を提出する年度に認定試験合格者となる ことを目的として試験規則第7条に規定する受験手続を終えた者をいう。以下同

- じ。) (第1号に該当する者であって貸与奨学金申込書を在学学校長に提出する 者を除く。) 理事長
- (4) 大学院に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者 入学しようとする大学院を置く学校の長
- (5) 外国の大学に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者のうち高等専門学校(第4学年,第5学年及び専攻科を除く。)の学生又は高等専門学校の第3学年の課程を修了した者(高等専門学校を卒業見込みの者又は卒業した者を除く。) 理事長
- (6) 外国の大学院に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者のうち外国 の大学の学生又は外国の大学を卒業した者 理事長
- (7) 現に外国の大学又は外国の大学院に在学している者(前号に該当する者を除く。) 理事長
- 2 前項第1号, 第2号及び第4号の場合にあっては,機構は,申込データを当該各号 に掲げる学校の長に提供するものとする。
- 3 省令第21条から第23条までの規定に基づく学校の学長又は校長の推薦(省令第22条第1項第3号ロに掲げる者のうち,第1項第5号に該当する者の推薦を除く。)は,第1項第1号,第2号及び第4号に掲げる者について,第3条に規定する貸与奨学生としての資格を審査の上,適格と認める者について,申込データ又は貸与奨学金申込書に学習成績等所定の事項を記録又は記載し,機構に送信又は提出することにより行うものとする。
- 4 省令第22条第1項第3号ロに掲げる者のうち,第1項第5号に該当する者の校長の 推薦については、別に定める推薦書を理事長に提出することにより行うものとする。
- 5 第1項第6号及び第7号に該当する者の第8条第4項の推薦については、別に定める推薦書を理事長に提出することにより行うものとする。

(採用候補者の決定)

- 第12条 機構は、省令第21条第1項(第5号及び第6号を除く。)、第22条第1項(第6号及び第7号を除く。)又は第23条第1項(第5号及び第6号を除く。)に該当する者について、省令第21条第2項、第22条第2項又は第23条第2項に規定する選考の基準に基づき、それぞれ当該各規定に掲げる学校等に入学(省令第22条第1項第1号の適用にあっては、第4学年への進級。以下同じ。)をしようとする月の1月前までに貸与奨学生の採用候補者を決定する。
- 2 機構は、認定試験出願者について、採用候補者を内定するための選考を行うことができる。その選考の結果、採用候補者に内定した者が認定試験合格者となったときには、その選考の結果をもって採用候補者に決定することができる。

(留学に係る採用候補者の決定)

第12条の2 機構は、省令第22条第1項第6号に該当する者のうち、外国の大学又は 外国の大学院に留学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとするものについて、 省令第20条の選考の結果に基づき、それぞれ外国の大学又は外国の大学院に留学を しようとする月の1月前までに貸与奨学生の採用候補者を決定する。 (採用の決定)

- 第13条 機構は,第12条又は前条の採用候補者がそれぞれ貸与奨学金の貸与に係る学校等に第12条又は前条による決定後の直近の入学日又は留学開始日(特別の場合は機構が別に定める期日)に入学又は留学したときは,6月以内にこれをそれぞれの貸与奨学生に採用するものとする。
- 2 省令第21条第1項第5号,第6号,第22条第1項第6号(前条に該当する者を除く。),第7号,第23条第1項第5号又は第6号に該当する者については,省令第20条の選考の結果に基づき,そのつどそれぞれの貸与奨学生に採用するものとする。

### 第5節 貸与奨学金の貸与期間等

(貸与奨学金の貸与期間)

- **第14条** 貸与奨学金を貸与することのできる期間は、次の各号に該当する者について、 それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 第一種奨学金の貸与を受ける者(次号から第4号までに該当する者を除く。) 貸与の始期は機構が採用を決定したときとし、貸与の終期は貸与奨学生の在学す る学校の修業年限の終期とする。ただし、貸与の始期は当該年度の4月までを限 度として当該学年の始期まで溯ることができる。
- (2) その者の生計を維持する者のうち、父若しくは母又はこれに代わって生計を維持するものの失職、破産、事故、病気、死亡等若しくは震災、風水害、火災その他の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより、家計が急変し、その事由が発生した月から12月を超えない期間内に、緊急に貸与奨学金の貸与が必要となった者(以下「緊急採用の必要な者」という。)のうち第一種奨学金の貸与を受けるもの「貸与の始期は機構が採用を決定したときとし、貸与の終期は機構が採用を決定した年度の末とする。ただし、貸与の始期は貸与奨学生が在学する学校に入学した月を限度としてその事由が発生した月まで遡ることができることとし、貸与の終期は、貸与を受ける年度の末においてもなお第一種奨学金を必要とすることが認められ、機構の定める期間内に願い出た場合は、翌年度の末とし、貸与奨学生の在学する学校の修業年限を限度として延長できる。
- (3) 外国の大学院で第一種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は大学院学位取得型による支給開始月とし、貸与の終期は大学院学位取得型による支給終了月とする。ただし、省令第21条第1項第6号及び第23条第1項第6号に該当する者の貸与の始期は、機構が採用を決定したときとし、当該年度の4月を限度として大学院学位取得型による支給開始月まで遡ることができる。
- (4) 外国の学校等に留学するため第一種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は協 定派遣による支給開始月とし、貸与の終期は協定派遣による支給終了月とし、貸 与期間は3月以上1年以内とする。
- (5) 第1号から第4号までに該当する者のうち、過去において、機構が定める学校 の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で第一種奨学金の貸与

を受けたことがあるもの 貸与奨学金を貸与することのできる期間は、過去に貸与を受けた期間 (申込時において返還を完了している貸与奨学金に係る貸与を受けた期間を除く。以下この号及び第8号において同じ。) と通算して、現に在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間。以下この号及び第8号において同じ。) に達するまでの期間を限度とする。ただし、機構が特に必要と認めるときは、全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、第一種奨学金の貸与を受けることができる。

- (6) 第二種奨学金の貸与を受ける者(次号に該当する者を除く。) 貸与の始期は 機構が採用を決定したときとし、貸与の終期は貸与奨学生の在学する学校の修業 年限の終期とする。ただし、貸与の始期は当該年度の4月までを限度として当該 学年の始期まで遡ることができる(緊急採用の必要な者は貸与奨学生が在学する 学校に入学した月を限度として家計急変の事由が発生した月まで遡ることができる)こととし、貸与の終期は在学学校長が特に必要と認めるときは、1年の範囲内で、その期間を延長することができる。
- (7) 外国の大学又は外国の大学院に留学するため第二種奨学金の貸与を受ける者貸与の始期は留学開始月、貸与の終期は留学終了月とし、貸与期間は3月以上1年以内とする。ただし、学位取得のために1年以上の留学期間を必要とし、令第2条第1項各号に掲げる学校(学校教育法の規定により設置されたものに限る。)がその学位を認める場合の当該貸与期間は、3月以上2年以内とする。
- (8) 第6号又は第7号のいずれかに該当する者のうち、過去において、機構が定める学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で第二種奨学金の貸与を受けたことがあるもの 貸与奨学金を貸与することのできる期間は、過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間を限度とする。ただし、機構が必要と認めるときは、各々の学校の区分において一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、第二種奨学金の貸与を受けることができるものとし、当該貸与契約の終期は在学学校長が特に必要と認めるときは、1年の範囲内で、その期間を延長することができる。

(貸与奨学金の交付)

**第15条** 貸与奨学金(一時金額第二種奨学金及び第5条の適用を受ける貸与奨学金を除く。)は、毎月1月分ずつ交付することを常例とする。

(貸与奨学金の交付の取りやめ)

- **第16条** 第29条第1号に規定する報告に基づき、貸与奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、機構は、貸与奨学金の交付を取りやめることができる。
- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 貸与奨学金を必要としなくなったとき。

- (4) 貸与奨学生としての青務を怠り、貸与奨学生として適当でないとき。
- (5) 第11条の所定の事項について故意に記録若しくは記入せず、又は虚偽の記録若 しくは記入をしたことにより貸与奨学生となったことが判明したとき。
- (6) 第10条第1項の規定に基づき立てた保証人が存在しなくなったとき。
- (7) その他第3条に規定する貸与奨学生としての資格を失ったとき。
- 2 前項第6号の場合にあっては、貸与奨学金の交付を取りやめるに先立ち原則として、貸与奨学生に対して一定の期間を定めて保証人を立てるのに必要な措置を講ずることを求めるものとし、当該期間については、貸与奨学金の交付を保留するものとする。
- 3 貸与奨学生は、いつでも貸与奨学金を辞退することができる。 (返還誓約書)
- 第17条 貸与奨学生は、採用にあたって、貸与される貸与奨学金の予定総額及び返還方法について確認し、当該貸与奨学金に係る遵守事項及び個人番号利用等に同意する旨を表示した返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書、連帯保証人の所得証明書(第10条第1項の規定により自然人2人を保証人に立てた者に限る。)その他の機構が定める資料を在学学校長(外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けている者は理事長)に提出することを要するものとする。(個人番号)
- 第17条の2 貸与奨学金の申込時において第18条の2に規定する返還方式を選択した 第一種奨学生は、採用にあたって、当該第一種奨学生の個人番号及び機構が定める 書類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。
- 2 貸与奨学金の申込時において次条第1項の規定及び別に定めるところにより割賦金の額(以下「割賦額」という。)を決定する方法を選択した第一種奨学生が、同条第2項の規定に基づき当該第一種奨学金の返還を開始する前に、第18条の2に規定する返還方式に変更するときは、当該第一種奨学生の個人番号及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。
- 3 要返還者(貸与奨学金の貸与を受け、その貸与奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)であって、次条第1項の規定及び別に定めるところにより割賦額を決定する方法により第一種奨学金を返還することとなっているものが、次条第2項の規定に基づき当該第一種奨学金の返還を開始した後に、第18条の2に規定する返還方式に変更するときは、当該要返還者(当該要返還者が被扶養者(地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)であるときは当該要返還者及び当該要返還者を扶養している者)の個人番号及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。
- 4 第18条の2に規定する返還方式により第一種奨学金を返還することとなっている 要返還者が、次条第2項の規定に基づき当該第一種奨学金の返還を開始した後の機 構が定める日において被扶養者であるとき又は当該の機構が定める日以降に被扶養 者となったときは、当該要返還者を扶養している者の個人番号及び機構が定める書 類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。

### 第6節 返還

(返還の期限)

第18条 貸与奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又は半年賦・月賦併用割賦のいずれかの割賦の方法によることとし、支払回数は、貸与総額を次表に定める割賦金の基礎額で除して得られる数の年数内で返還が終了となるように別に定める方法により得られる回数とする。

貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超え900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下のもの	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下のもの	160,000円
2,500,000円を超え3,400,000円以下のもの	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

- 2 貸与奨学金の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後から返還を開始して前項の規定により定まる支払回数毎に機構の定めた日とする。
- 3 第1項の規定及び別に定めるところにより割賦額を決定する方法を定額返還方式という。

(返還方式の選択)

第18条の2 前条の規定にかかわらず,第一種奨学金の返還は,所得を基礎として割 賦額を決定する方法(以下「所得連動返還方式」という。)を選択することができ る。

(所得連動返還方式による割賦額及び返還の期限)

- 第18条の3 所得連動返還方式による第一種奨学金の返還は,第18条第1項の規定にかかわらず月賦に限るものとし,その期限は,貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後から返還を開始して,第5項に規定する最終の割賦額に係る返還の期限までの各月毎に機構の定めた日とする。
- 2 所得連動返還方式における割賦額は、課税対象額(地方税法第314条の3に規定する課税総所得金額をいい、以下単に「課税対象額」という。) に9%を乗じ、12で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。) とし、その金額が2、000円未満の場合は2、000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、返還を開始した月から起算して1年以内の9月までの期間における所得連動返還方式による割賦額は、定額返還方式にて算出した額を2

で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、 当該金額が2,000円未満であるときは、2,000円を割賦額とする。

- 4 次項の規定に基づく見直し後の返還残額に係る支払回数は、延滞していない返還 未済額から、第2項の規定により算出した割賦額に12を乗じた額を減じ、定額返還 方式により算出した額で除して得られる数に12を加えた月数とし、当該の除して数 を得た後の残余の額(この項において、以下単に「残余の額」という。)は最終の 割賦額に加えるものとする。ただし、残余の額が100円以上であるときは、支払回数 に1を加え、当該残余の額を最終の割賦額とする。
- 5 第2項の割賦額及び前項の支払回数は、毎年度の課税対象額に基づき見直すこと とし、見直し後の割賦額は、当該課税対象年度の10月を返還期日とする割賦金から 適用するものとする。
- 6 前項の規定により割賦額を見直す場合において、要返還者が次のいずれかに該当するときは、所得連動返還方式による返還ができないものとし、翌年度に割賦額を見直すまでの期間、当該第一種奨学金の返還に係る割賦額は、定額返還方式による割賦金相当額とする。
- (1) 要返還者が被扶養者である場合において、機構が求める扶養者に関する情報を 提出しないとき。
- (2) 要返還者が被扶養者である場合において,要返還者と扶養者の市町村民税の課税対象額の合計額に9%を乗じ,12で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)が,当該の第一種奨学金について定額返還方式により算出した割賦額を超えるとき。
- (3) その他必要な情報を提出しない等の理由により、第2項に規定する割賦額の算出ができないとき。
- 7 第3項に規定する割賦額 (ただし書によるものを除く。) の返還が困難であることにつき機構が定めるところに従い申請のあったときは, 2,000円を割賦額とする。 (割賦金に係る延滞金)
- 第19条 要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日(当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。)までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る貸与奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金(第二種奨学金については利息を除く。)の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日当たり)5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、要返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。
- 3 省令第27条及び第28条の規定による督促又は請求を行う場合には、延滞金の納入 を併せて督促し、又は請求するものとする。

(返還金の充当)

第20条 要返還者又は自然人の保証人2人(以下「要返還者等」という。)から返還金(貸与奨学金の返還に係る金銭をいう。以下同じ。)の支払いがあったときは、

当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

- (1) 返還期日の到来した割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、 返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた貸与奨学金に係る割賦金から充当する。
- 2 前項において第二種奨学金に係る返還金については、利息、割賦金(利息を除く。)の順に充当する。
- 3 要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある場合において その者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、費用、延滞金、利息、 割賦金(利息を除く。)の順に充当する。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第21条 令第5条第5項による機構の請求があったにもかかわらず、要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額(利息を除く。)の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、第19条第2項本文の規定を準用し、同項中「割賦金」とあるのは「返還未済額の全部」と読み替えるものとする。

(自然災害による被災者に対する適切な措置)

第21条の2 機構は、貸与奨学生、要返還者又は保証人(以下「貸与奨学生等」という。)から、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会により平成27年12月に策定された自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインをいう。)に基づく債務整理の申出があった場合には、当該ガイドラインの趣旨に鑑み、当該貸与奨学生等について適切な措置を講ずるものとする。

(保証機関に対する請求)

- 第22条 機構は、要返還者のうち、機構が第10条に規定する保証機関と保証契約を締結している要返還者(外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けた要返還者にあっては自然人の保証人2人を含む。)が返還未済額を延滞しているときは、別に定めるところにより、保証機関に対し、その延滞している返還未済額及び延滞金の返還を請求するものとする。
- 2 機構が前項の請求を行ったときは、当該要返還者等に係る貸与奨学金の回収に関 しては、第18条から前条まで、並びに第23条及び附則第4条の規定によらないもの とする。

(個人信用情報機関への登録)

**第22条の2** 機構は、別に定めるところにより、あらかじめ同意がある場合において、 割賦金の返還を延滞した要返還者の個人情報を、機構が加盟する個人信用情報機関 に登録するものとする。 (債権の償却)

第22条の3 要返還者等に関する所得証明書その他の機構が定める資料により、当該 要返還者等からの返還金の回収が困難又は不適当であると認められるときは、機構 は当該貸与奨学金の返還未済額の全部又は一部を償却することができる。

## 第7節 回収業務の委託

(回収業務の委託)

**第23条** 省令第32条第1項の規定に基づき、機構が貸与奨学金の回収業務の一部を委託した場合には、受託者に対しその者が回収した金額に100分の3の割合を乗じて計算した金額を手数料として支払うことができる。

### 第8節 返還期限の猶予等

(返還期限の猶予)

- **第24条** 要返還者が次の各号の一に該当し、所得証明書その他の機構が定める書類を添えて願い出た場合は、当該願い出のあった貸与奨学金について、機構は返還の期限を猶予することができる。
- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき(罹災から12月以内であること、 罹災状況が継続していること又は傷病により就労困難かつ治療中であること。第 24条の3第1項第1号において同じ。)。
- (2) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。),高等専門学校,大学,大学院,専修学校の高等課程(令附則第11条第1項の規程によりなお効力を有するとされる日本育英会法施行令(昭和59年政令第253号)第2条第1項の表備考第6号の課程に限る。)若しくは専門課程に在学するとき。
- (3) 研究に従事するとき。ただし、国内の場合は、独立行政法人日本学術振興会等の特別研究員として研究に従事するときに限る。
- (4) 生活保護(生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助 をいう。別表第14において同じ。)を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難(給与所得者は年間収入金額が300万円以下(給与所得者以外は年間所得金額が200万円以下)とする。ただし、特別の事情がある場合は、別表第5の定めるところに従い、当該年間収入金額又は年間所得金額から控除を行った後の金額が300万円以下(給与所得者以外は200万円以下)とする。第8号、第9号及び第24条の3第1項第2号において同じ。)となったとき。
- (6) 令第8条第1項の規定による返還免除を願い出たとき(第2号に該当する場合を除く。)。
- (7) 防衛大学校,防衛医科大学校,水産大学校,海上保安大学校,職業能力開発総合大学校,気象大学校に在学するときその他第2号に準ずると認められるとき。
- (8) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定による産前

- 又は産後の休業期間にあること又は育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第9条の規定による育児休業期間にあることによって返還が著しく困難となったとき。
- (9) 独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号ロの 規定による開発途上地域への派遣,その他我が国又は国際社会の発展に寄与する ことを目的とする事業による海外派遣等によって返還が著しく困難となったとき。
- (10) その他法令の規定に基づく事由により返還することができないとき。
- 2 前項各号の猶予期間は次のとおりとする。
- (1) 第2号、第7号又は第9号の一に該当するとき 当該事由が継続する期間
- (2) 第1号, 第3号, 第4号, 第5号, 第8号又は第10号の一に該当するとき 1 年以内で当該事由が継続する期間
- (3) 第6号に該当するとき 貸与期間の終了した月の翌年度の9月末日までの期間
- 3 前項第2号の場合において、猶予期間が終了する時に当該事由が継続しているときには、願い出により、猶予期間を延長することができるものとし、その延長期間は1年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし、第1項第3号又は第5号の事由による猶予期間は、それらを通じて最長10年とする。
- 4 第4条第5項に定める返還期限猶予の特例とは、前項ただし書を適用しないこと (「猶予年限特例」という。)をいい、当該貸与奨学金の要返還者が被扶養者であ る場合は、機構が別に定める場合に限り、猶予年限特例の適用を認めるものとする。 (虚偽による猶予の取消)
- **第24条の2** 前条第1項に定める返還期限の猶予の願い出において虚偽があることが 認められたときは、当該願い出により承認された猶予について、猶予期間の開始の 日にさかのぼって取り消すことができる。

(減額返還)

- 第24条の3 第18条の規定にかかわらず、要返還者が次の各号の一に該当し、所得証明書その他の機構が定める書類を添えて願い出た場合は、当該願い出のあった貸与奨学金(所得連動返還方式により返還することとなっている第一種奨学金を除く。)について、機構は割賦金の減額、支払回数の変更、第24条の8に規定する利息の特例の適用その他の貸与奨学金の返還の期限及び返還の方法を変更(以下「減額返還」という。)することができる。
  - (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
  - (2) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。
- 2 前項に基づき割賦金を減額して返還することのできる期間(以下「適用期間」という。)は、1年以内で前項各号の事由が継続する期間とする。
- 3 適用期間が終了する時に引き続き第1項各号の一に該当するときには、願い出により適用期間を延長することができるものとし、その延長期間は1年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし、適用期間は延長期間を含めて、最長10年とする。(減額返還の期限)
- 第 24 条の4 適用期間における貸与奨学金の返還の割賦の方法は月賦によることと

する。

2 第 18 条第2項の規定にかかわらず,適用期間における貸与奨学金の返還の期限 は、別に定める日とする。

(減額返還の取消)

- 第24条の5 第24条の3第1項に定める減額返還の願い出において虚偽があることが認められたときは、当該願い出により承認された減額返還について、適用期間の開始の日にさかのぼって取り消すことができる。
- 2 要返還者が第 24 条の3第1項の規定に基づき減額を認められた割賦金(以下この項及び次条において「減額割賦金」という。)の返還を延滞したときは、機構は、延滞した割賦金の返還期日以後に係る減額返還の適用を当該延滞した減額割賦金の返還期日にさかのぼって取り消すものとする。ただし、当該延滞した減額割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日(当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。)までに返還された場合にあっては、この限りではない。

(減額返還における割賦金の額)

第 24 条の6 減額割賦金の額は、定額返還方式により算出した割賦金の額を半額に減額した額(端数が生じたときは別に定めるところにより調整するものとする。) とする。

(支払回数の変更)

第 24 条の7 第 24 条の3及び前条の規定に基づき、減額返還の適用を受ける場合は、適用期間の月数を2で除して得られる回数を支払回数として追加する。

(減額返還における第二種奨学金の利息の特例)

第24条の8 令第4条第2項の規定に基づき、適用期間における初回の返還期日までの利率は、令第2条並びに第3条第2項及び第3項(令附則第2条第1項の規定により読み替えられた場合を含む。)の規定により算定した利率(以下この条において「減額返還適用前の利率」という。)を適用し、初回の返還期日の翌日から2回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし、2回目の返還期日の翌日以降の各返還期日の翌日から次回の返還期日までの期間ごとの利率は、減額返還適用前の利率と零パーセントの順に交互に適用するものとする。

### 第9節 返還免除

(死亡等による返還免除)

- **第25条** 令第7条第1項の精神若しくは身体の障害とは、別表第6の第1級の項に掲げる精神又は身体の障害の状態とし、免除する額は返還未済額の全部とする。
- 2 令第7条第2項の精神又は身体の障害とは、別表第6の第2級の項に掲げる精神 又は身体の障害の状態とし、免除する額は返還未済額の4分の3以内の額とする。 (特に優れた業績による返還免除)
- **第26条** 令第8条第1項の認定は機構に設置する学識経験者を含む委員会による審査 を経て行うものとし、特に顕著に優れた業績を挙げた者として認定した者について

はその貸与奨学金の全額とし、特に優れた業績を挙げた者として認定した者についてはその貸与奨学金の半額を免除するものとする。

(返還免除の願い出)

- 第27条 令第7条による貸与奨学金の返還免除については、要返還者、連帯保証人 又は相続人が、貸与奨学金返還免除願に要返還者(令第7条第1項に規定する死亡 した者を除く。)の所得証明書及び所定の要件を具備していることを証する書類を 添えて理事長に提出することにより願い出るものとする。
- 2 令第8条第1項による貸与奨学金の返還免除については、貸与奨学生が在学学校 長の定める期日までに申請書を在学学校長に提出することにより、願い出るものと する。ただし、外国の大学院において第一種奨学金の貸与を受けた貸与奨学生にあ っては、機構の定める期日までに申請書その他機構が定める書類を機構に提出する ことにより、願い出るものとする。

### 第10節 貸与奨学生の補導

(貸与奨学生の補導)

- 第28条 機構は、在学学校長と協力し、次の目的をもって貸与奨学生の補導を行う。
- (1) 貸与奨学生の資質の向上を図ること。
- (2) 貸与奨学生としての責務を尽くさせるとともに、貸与奨学生の実情に即応して 適切な措置を講ずること。

第29条 機構は、貸与奨学生の補導の方法として次のことを行う。

- (1) 貸与奨学生の学習成績、健康状態及び生活状況などについて在学学校長に報告を求め、その報告に基づいて貸与奨学生に警告を与え、又は貸与奨学金の交付を 停止すること。
- (2)その他補導上必要と認めること。
- 第30条 貸与奨学生が休学したときその他必要があると認められたときは、貸与奨学 金の交付を一時休止し、又は貸与期間を短縮する。ただし、貸与奨学生が休学によ り外国の大学又は外国の大学院において教育を受けるときは、この限りではない。

# 第2章の2 学資の支給その他必要な援助に関する事項 第1節 給付奨学金の支給を受けるための資格,条件等

(学資の支給を受ける者の資格)

第30条の2 機構は法第13条第1項第1号の業務として、法、令及び省令の定めるところにより、大学等(大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。第30条の9において同じ。)に在学する特に優れた学生等(大学及び高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。次条において同じ。)であって経済的理由により極めて修学に困難がある者と認められたものに対して、学資の支給を行うものとする。

(学資の支給)

第30条の3 前条の規定により、機構が支給する学資を給付奨学金、給付奨学金を受ける者を給付奨学生という。

2 給付奨学金は、省令第23条の2に定める基準及び方法に従い、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

## 第2節 給付奨学金の額

(授業料の減免を受けた者に係る額)

- 第30条の4 令第8条の2第2項の規定に基づき機構の定める額は、同条第1項の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、次の各号に掲げる者について、 それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 授業料の全額免除を受けた者のうち、全ての学校等における自宅通学者 0円
- (2) 授業料の全額免除を受けた者のうち、全ての学校等における自宅外通学者 20,000円
- (3) 授業料の一部免除を受けた者 令第8条の2第1項の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおり

(通信教育に係る額)

- **第30条の5** 令第8条の2第3項の規定に基づき機構の定める額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者 その者 が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり50,000円
- (2) 放送大学学園法第3条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する 者で教員に面接して授業を受けるもの その者が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり50,000円

#### 第3節 給付奨学生の選考等

(給付奨学生の推薦の基準等)

- 第30条の6 省令第23条の2第1項各号に掲げる者に係る当該各号の校長の推薦は、 次項に定めるもののほか、別記第14に規定する基準を満たすものとして高等学校、 車修学校の高等課程及び高等専門学校において定める基準によるものとする。
- 2 省令第23条の2第1項第2号に規定する高等学校等卒業者に係る推薦は、当該高 等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業後2年以内又は当該高等専門学校の第3 学年の課程を修了後2年以内に給付奨学金の申込みをした者を対象として行うもの レする。
- 3 認定試験合格者に係る選考は、当該試験合格後2年以内に給付奨学金の申込みを した者を対象として行うものとする。
- 4 前2項における推薦及び選考の対象には、過去において大学等へ入学したことの ある者を含まないものとする。

(給付奨学生の選考に係る資料)

- 第30条の7 省令第23条の2第2項第1号の機構の定める資料は、当該規定に基づき推薦を行う校長による人物評価の結果の資料及び別に定めるところにより行う健康診断の結果の資料とする。
- 2 省令第23条の2第2項第2号の収入に関する資料とは、地方自治法第2条第2項 及び第281条第2項の規定に基づき普通地方公共団体又は特別区が発行する給付奨 学金の申込みをする月の属する年度分の市町村民税所得割(地方税法の規定による

市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)以下同じ。)の金額が記載された証明書その他の機構が定める資料とする。

## 第4節 給付奨学金の申込等

(給付奨学生の申込み及び推薦)

- 第30条の8 給付奨学金の支給を受けようとする者は、当該給付奨学金に係る遵守事 項及び機構が個人番号を利用して当該給付奨学金の支給を受けようとする者の情報 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条各号に規定される情報に限 る。)を取得し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第57条各号に規定される事 務に利用すること(法第13条第1項第1号に規定する学資の支給に関する業務を実 施するために必要な地方穏関係情報の取得を含む。以下「個人番号利用」という。) 等に同意する旨と併せて、当該給付奨学金の支給を受けようとする者の生計を維持 する者に係る個人番号利用について、当該の生計を維持する者が同意する旨を表示 した給付奨学金確認書。収入に関する資料その他の理事長が定める書類を次の各号 の区分に応じ、校長又は理事長に提出し、かつ、当該給付奨学金の支給を受けよう とする者及びその者の生計を維持する者の個人番号及び機構が定める書類を機構が 指定する方法により理事長に提出するとともに、インターネットを通じて給付奨学 金の申込みに係る所定の事項(以下「給付奨学金申込データ」という。) を収入に 関する資料等に基づき機構に送信するものとする。ただし、機構が特に認める場合 には、インターネットを通じて給付奨学金申込データを機構に送信することに代え て、給付奨学金振込口座届その他の機構の定める書類を、次の各号の区分に応じ、 校長又は理事長に提出するものとする。
- (1) 現に学校に在学している者 在学学校長
- (2) 現に学校に在学していない者(次号に掲げる者を除く。) 卒業した学校の長
- (3) 認定試験合格者,認定試験科目合格者又は認定試験出願者(第1号に該当する者であって給付奨学金申込書を在学学校長に提出するものを除く。) 理事長
- 2 前項第1号及び第2号の場合にあっては、機構は、給付奨学金申込データを当該各 号に掲げる学校の長に提供するものとする。
- 3 省令第23条の2の規定に基づく校長の推薦は、第1項第1号及び第2号に掲げる者について、第30条の2に規定する給付奨学生としての資格を審査の上、機構が各高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。)及び高等専門学校に対して提示する人数の範囲内で(機構が別に定める要件に該当する者については、当該人数の範囲外で)校長が適格と認める者について、給付奨学金申込データ又は機構が定める書類に学習成績等所定の事項を記録又は記載し、機構に送信又は提出することにより行うものとする。(給付奨学生採用候補者の決定)
- 第30条の9 機構は、省令第23条の2第1項各号のいずれかに該当する者について、 同条第2項の選考の基準に基づき、大学等に入学(省令第23条の2第1項第1号の 適用にあっては、第4学年への進級。以下同じ。)をしようとする月の3月前まで に給付奨学生の採用候補者(次項及び次条において、単に「採用候補者」という。)

を決定する。

- 2 機構は、認定試験出願者について、採用候補者を内定するための選考を行うことができる。その選考の結果、採用候補者に内定した者が認定試験合格者となったときには、その選考の結果をもって採用候補者に決定することができる。 (給付奨学年採用の決定)
- 第30条の10 機構は,前条の採用候補者がそれぞれ給付奨学金の支給に係る学校等に 前条による決定後の直近の入学日(特別の場合は機構が別に定める期日)に入学し たときは,6月以内にこれをそれぞれの給付奨学生に採用するものとする。 (契約書)
- 第30条の11 給付奨学生は、採用にあたって、学業に精励することを約し、給付奨学金に係る遵守事項、個人番号利用及び給付奨学金の交付の取りやめに関する事項等に同意する旨と併せて、当該給付奨学生の生計を維持する者に係る個人番号利用については、当該の生計を維持する者が同意する旨を表示した誓約書その他の理事長が定める書類を在学学校長に提出することを要するものとする。

#### 第5節 給付奨学金の支給期間等

(給付奨学金の支給期間)

- 第30条の12 給付奨学金の支給の始期は機構が採用を決定したときとし、支給の終期 は給付奨学生の在学する学校の修業年限の終期とする。ただし、支給の始期は当該 年度の4月までを限度として在学する学校に入学した月まで遡ることができる。 (給付奨学金の交付)
- 第30条の13 給付奨学金(一時金額給付奨学金(令第8条の2第4項の定めにより入学した月に支給される給付奨学金の月額に加えて支給される奨学金をいう。)及び第30条の5の適用を受ける給付奨学金を除く。)は、毎月1月分ずつ交付することを常例とする。

(給付奨学金の交付の取りやめ等)

- 第30条の14 第30条の18第1号に規定する報告及び個人番号利用等により得た収入に 関する情報に基づき、給付奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、 機構は、給付奨学金の交付を取りやめることができる。
- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 給付奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 給付奨学生としての責務を怠り、給付奨学生として適当でないとき。
- (5) 第30条の8の所定の事項について故意に記録若しくは記入せず、又は虚偽の記録若しくは記入をしたことにより給付奨学生となったことが判明したとき、又は、第30条の18に規定する給付奨学生からの報告において、虚偽があったことが判明したとき。
- (6) その他機構の定めるところにより、修学が困難な程度等において給付奨学生として適当でないと認められたとき。
- 2 機構は、前項第2号に該当すると認められ同項の適用を受けた者又は機構が別に 定める者のうち、学習成績又は性行が著しく不良であると認められるものに対して、 法第17条の3の規定に基づき、交付済みの給付奨学金の全部又は一部について返還 させることができるものとし、当該の返還することとなった給付奨学金の返還の方

法は、第30条の16に定めるところによるものとする。

- 3 機構は、第1項第5号に該当すると認められ同項の適用を受けた者に対して、法 第17条の4の規定に基づき、交付済みの給付奨学金の全部又は一部について、国税 徴収の例により返還させることができるものとする。
- 4 給付奨学生は、いつでも給付奨学金を辞退することができる。 (返還の通知)
- 第30条の15 機構は、前条第2項の規定により、交付済みの給付奨学金の全部又は一部を返還することとなった者(「給付奨学金要返還者」という。以下同じ。)に対し、返還すべき金額及び返還の方法について通知するものとする。
- 2 給付奨学金要返還者は、機構が定めるところにより、返還の方法等を記載した書類に自署押印して、機構が定める期日までに提出しなければならない。
- 3 給付奨学金要返還者は、前項の書類を提出するにあたって、定額返還方式か所得 連動返還方式のいずれかの返還方式を選択するものとする。

### 第6節 給付奨学金の返還

(給付奨学金の返環)

- 第30条の16 第30条の14第2項の規定に基づき,返還することとなった給付奨学金の返還については,第18条,第18条の2,第18条の3,第20条(第1項第3号及び第2項を除く。),第21条の2,第22条の3,第24条(第1項第6号,第2項第3号,第3項ただし書及び第4項を除く。),第24条の2から第24条の7,第25条及び第27条(第2項を除く。)の規定を準用する。
- 2 前項に掲げる規定の準用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に 掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

拘りる子可は,	門衣の石欄に掲	ける子りとする。
読み替えられる	読み替えられる	読み替える字句
規定	字句	
第18条第1項	貸与奨学金	給付奨学金(第30条の14第2項
		の規定に基づき返還することと
		なった給付奨学金。以下この条
		から第27条まで同じ。)
	貸与総額	当該の返還することとなった額
	割賦金	割賦金(省令第32条の2に規定
		する割賦の方法により給付奨学
		金を返還する場合における各返
		還期日ごとの返還分をいう。以
		下同じ。)
	年賦,半年賦,	月賦
	月賦又は半年	
	賦・月賦併用割	
	賦のいずれかの	
	割賦の方法	

第18条第2項,	代上将学人	給付奨学金
第20条, 第22条		和自关于亚
の3,第24条,		
第24条の3、第		
24条の4及び第		
27条		
第18条第2項	貸与期間の終了	省令第32条の2第1項に規定す
M110 X M1 Z · X	した月	る機構が返還を求めた目(当該
	0,2,,	の返還することとなった額につ
		いて、機構が給付奨学金要返還
		者(給付奨学金の支給を受け、
		その給付奨学金を返還する義務
		を有する者をいう。以下同
		じ。)への通知を発信した月を
		いう。第18条の3において同
		じ。)
第18条の2	第一種奨学金	給付奨学金
第18条の3	貸与期間の終了	省令第32条の2第1項に規定す
	した月	る機構が返還を求めた日
第18条の3第6	要返還者	給付奨学金要返還者
項,第24条第1		
項,第24条の3		
第1項及び第24		
条の5第2項		
第20条	要返還者又は自	給付奨学金要返還者
	然人の保証人2	
	人(以下「要返	
	還者等」とい	
	う。)	
第20条第3項	要返還者等	給付奨学金要返還者
	延滞金及び費用	費用
	費用,延滞金,	費用,割賦金
	利息,割賦金	
	(利息を除	
	<.)	
第21条の2		給付奨学生又は給付奨学金要返
		還者
	人(以下「貸与	
	奨学生等」とい	
	う。)	
		当該給付奨学生及び給付奨学金
	等	要返還者
第22条の3	要返還者等	給付奨学金要返還者

第24条の3	, 第24条の8に	その他の
	規定する利息の	
	特例の適用その	
	他の	
第25条第1項	令第7条第1項	省令第32条の4第1項第1号
第25条第2項	令第7条第2項	省令第32条の4第1項第2号
第27条第1項	令第7条	省令第32条の4
	要返還者,連帯	給付奨学金要返還者又は相続人
	保証人又は相続	が,給付奨学金返還免除願に給
	人が,貸与奨学	付奨学金要返還者(省令第32条
	金返還免除願に	の4第1項第1号に規定する死
	要返還者(令第	亡した者を除く。)
	7条第1項に規	
	定する死亡した	
	者を除く。)	

## 第7節 給付奨学生の補導

(給付奨学生の補導)

**第30条の17** 機構は,在学学校長と協力し,次の目的をもって給付奨学生の補導を行う。

- (1) 給付奨学生の資質の向上を図ること。
- (2) 給付奨学生としての責務を尽くさせるとともに、給付奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること。

第30条の18 機構は、給付奨学生の補導の方法として次のことを行う。

- (1) 給付奨学生の学習成績、健康状態及び生活状況などについて給付奨学生若しく は学校長に報告を求め、その報告及び個人番号利用等により得た収入に関する情 報に基づき必要に応じて、給付奨学金の交付を停止し、又は給付奨学生に警告を 与えること。
- (2) その他補導上必要と認めること。

**第30条の19** 給付奨学生が休学したときその他補導上必要があると認められたときは、機構は、給付奨学金の交付を一時休止し、又は支給期間を短縮することができる。

## 別表第1

	項		区分	収入基準額
省名	省令第21条第2項第2号の収入基準額			
	高等専門学校	世帯	1人	103万円
		帯人員	2人	165万円
			3人	190万円
			4 人	206万円
			5人	221万円
			6人	234万円

			7人	246万円
				257万円(1人増すごとに,これに11万円を加
			8人以上	算する。)
	大学・専修学校の専 世	世	1人	139万円
	門課程	帯	2 人	198万円
		人員	3人	212万円
			4人	229万円
			5人	239万円
			6人	250万円
			7人	262万円
			8人以上	274万円 (1人増すごとに,これに12万円を加 算する。)
省全	第22条第2項第2号の	つ収入	基準額	
	月額第二種奨学金の	世	1人	286万円
	みの場合	帯	2 人	455万円
		人員	3 人	527万円
			4人	572万円
			5人	617万円
			6人	650万円
			7人	677万円
			8人以上	704万円 (1人増すごとに,これに27万円を加 算する。)
	令第2条第3項により入学又は留学した 月の月額に加算する 場合			0 円
省全	5第23条第 2 項第 2 号 <i>0</i>	つ収入	基準額	
	一時金額第二種奨学 金併用の場合			0円
	月額第二種奨学金併	世	1人	94万円
	用の場合	帯	2人	148万円
		人員	3 人	171万円
			4人	186万円
			5人	201万円
			6 人	212万円
			7人	220万円
			8人以上	228万円 (1人増すごとに,これに8万円を加 算する。)
	令第2条第3 項によりした 可は留学に加 月の月額に加 算する場合			0円
省全	î第21条第2項第3号€	つ収入	基準額	
	修士課程及び専門職 大学院の課程			299万円

	博士課程			340万円
省令	省令第22条第2項第3号の収入基準額			
	月額第二種奨学金の	修士課程及び専門職大		536万円
	みの場合	学院の課程		
		博士課程		718万円
	令第2条第3項によ			120万円
	り入学又は留学した			
	月の月額に加算する			
	場合			
省令	省令第23条第2項第3号の収入基準額			
	一時金額第二種奨学			120万円
	金併用の場合			
	月額第二種奨学金併	修士課程及び専門職大		284万円
	用の場合	学院の課程		,.
		博士課程		299万円
	令第2条第3項			120万円
	により入学又は			
	留学した月の月			
	額に加算する場			
	合			
	1			

### 備考

- 1 省令第21条第2項第2号,第22条第2項第2号及び第23条第2項第2号の項において収入の年額とは、その者の生計を維持する者の金銭,物品などの1年間の総収入金額から必要な経費(給与所得の場合は、別表第2に掲げる算式により算出した控除額)及び別表第3に掲げる特別控除額を控除した金額をいう。
- 2 省令第21条第2項第3号,第22条第2項第3号及び第23条第2項第3号の項において収入の年額とは、父母等からの給付金、奨学金、アルバイト又は定職による給与所得等の収入等、大学院において貸与奨学金の貸与を受ける者(配偶者があるときは、配偶者を含む。)の1年間の総収入金額(定職による収入のうち給与所得以外の収入について必要経費があった場合には当該必要経費の額を控除した金額)(配偶者については定職による収入のみとし、当該収入が給与所得の場合は収入金額から別表第2(A)に掲げる算式により算出した控除額を控除した額)をいう。
- 3 省令第21条第2項第2号,第22条第2項第2号及び第23条第2項第2号の場合に おいては、上記の収入基準額を超える者についても、別に定めるところによりこの 条件を満たすものとみなすことができる。
- 4 別記第7の収入基準額超過の許容範囲は、基準額に1.3を乗じた額(1万円未満 の端数があるときは、四捨五入する。)とする。
- 5 省令第22条第2項第2号及び第3号並びに第23条第2項第2号及び第3号の場合 (収入基準額0円又は120万円の項に限る。)においては、上記の収入基準額を超 える者についても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことが できる。

### 別表第2

## 給与所得の場合による控除額

## (A)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2+214万円
(ただし、収入金額が268万円未満の技	空除額は収入金額と同額である。)
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

## (B)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4
	(ただし、控除額が65万円未満の場合は65万
	円である。)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

## 備考

- 1 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において貸与奨学金の貸与を受ける者の生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者(給与所得のある者が1人の場合を含む。)にあっては(A)の表、少ない者にあっては(B)の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は(A)の表、他方の者は(B)の表を適用する。
- 2 控除額は、1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。

## 別表第3

## 特別控除額表

特別の事情		特別控除額
A	(1) 母子·父子	99万円
世帯を対	世帯であるこ	
象とする	と。	
控除	(2) 就学者のい	小学校児童1人につき 31万円
	る世帯である	中学校児童1人につき 46万円
	こと。	国・公立高等学校生徒1人につき
		自宅通学 39万円
		自宅外通学 69万円
		私立高等学校生徒1人につき
		自宅通学 88万円
		自宅外通学 118万円
		国・公立高等専門学校生徒1人につき
		自宅通学 39万円(第1学年から第3学年)
		自宅通学 43万円 (第4学年,第5学年及び専攻科)
		自宅外通学 69万円 (第1学年から第3学年)

	私立高等專門學 自自宅追外 自自宅完通外 自自宅完進外 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主	<ul> <li>宅通学 133万円</li> <li>宅外通学 180万円</li> <li>学校高等課程生徒1人につき</li> <li>宅通学 39万円</li> <li>高等課程生徒1人につき</li> <li>宅通学 88万円</li> <li>宅外通学 118万円</li> <li>学校専門課程生徒1人につき</li> <li>宅通学 36万円</li> <li>宅外通学 81万円</li> </ul>
		専門課程生徒1人につき 宅通学 102万円
		七通子 102万円 宅外通学 147万円
(3) 障	害者のい 障害者1人につ	
·	帯である	
こと。		
, , , , ,	る世帯で	常的に特別な支出をしている年間金額
(5) 主 支持 してい である	たる家計 別居のため特別 者が別居 度とする。 いる世帯 5こと。	別に支出している年間金額。ただし,71万円を限
害, が 他の第 盗難を受し	火災その 的な生産手段	らために必要な資材又は生活費を得るための基本 (田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわ 曽又は収入減になると認められる年間金額

В	省令第21条	(1) 高等専門学校に進学	39万円
貸与奨	第1項第1	する予定である場合	
学金の貸	号,第2号	(2) 大学又は専修学校専	74万円
与を受け	, 第22条第	門課程に進学する予定	
る者を対	1 項第 2 号	である場合(省令第22	
象とする	, 第3号,	条第1項第7号におい	
控除	第7号及び	ては、大学に在学して	
	第23条第1	いる場合)	
	項第2号の		
	場合		
	省令第21条	(3) 高等専門学校に在学	国・公立高等専門学校
	第1項第5	している場合	自宅通学 39万円(第1学年から第3

号, 第22条		学年)
第1項第6		自宅通学 43万円(第4学年,第5学
号及び第23		年及び専攻科)
条第1項第		自宅外通学 69万円 (第1学年から第
5号の場合		3学年)
3 号93 侧目		自宅外通学 72万円 (第4学年, 第5
		学年及び専攻科)
		私立高等専門学校
		自宅通学 88万円 (第1学年から第3
		学年)
		自宅通学 87万円(第4学年,第5学
		年及び専攻科)
		自宅外通学 118万円(第1学年から
		第3学年)
		自宅外通学 116万円(第4学年,第
		5 学年及び専攻
		科)
	(4) 大学に在学している	国・公立大学
	場合	自宅通学
		23万円に授業料年額を加えた額
		自宅外通学
		70万円に授業料年額を加えた額
		私立大学
		自宅通学
		37万円に授業料年額を加えた額
		自宅外通学
		84万円に授業料年額を加えた額
	(5) 専修学校の専門課程	国・公立専修学校専門課程
	に在学している場合	自宅通学
		19万円に授業料年額を加えた額
		自宅外通学
		64万円に授業料年額を加えた額
		私立専修学校専門課程
		自宅通学
		41万円に授業料年額を加えた額
		自宅外通学
		86万円に授業料年額を加えた額

## 備考

- 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること。」による控除は、貸与奨学金の貸 与を受ける者を除く世帯員を対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの 特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 B欄の「授業料年額」とは、在学している大学又は専修学校専門課程の申込 時における授業料年額とする。
- 4 貸与奨学金の申込時において、子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の該当する控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できることとする。

## 別表第4

## 第4条第6項関係

特別の事情	特別控除額
(1) 障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき 99万円
(2) 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている 年間金額
(3) 震災,風水害,火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入滅になると認められる年間金額

## 備考

該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除する ことができる。

別表第5 (第24条第1項, 第24条の3第1項及び第30条の16関係)

返還期限の猶予及び減額返還における控除額

特別の事情	控除額
A 要返還者が傷病により6月以上の治療 を受けていること。	当該治療にかかる医療費の自己負担額と して支出した年間金額。ただし、96万円 を限度とする。
B 扶養する者が傷病により2週間以上の 治療を受けており、その医療費の自己負 担額の一部又は全部を要返還者が負担し ていること。	当該負担額の年間金額。ただし、被扶養者1人あたり96万円を限度とする。
C 扶養する者がいること。	扶養する者1人あたり38万円とする。
D 父母 (C欄の適用を受ける者を除く。)に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、38万円 を限度とする。父と母が別居している場 合は76万円を限度とする。
E 2親等以内の親族 (C欄の適用を受ける者並びに父母,配偶者及び子を除き,兄弟姉妹は就学者に限る。) に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、38万円 を限度とする。

F 第24条の3第1項の減額返還の願い出をすること。	25万円
----------------------------	------

## 備考

- 1 D欄において、要返還者が経済的援助を行っている父母と同居している場合で、 当該父又は母のいずれかの年間収入金額が150万円(給与所得者以外は年間所得金 額が100万円。以下同じ。)を超えているときは、控除額を0円とする。また、要 返還者が経済的援助を行っている父母と別居している場合で、父又は母のいずれか の年間収入金額が230万円(給与所得者以外は年間所得金額が150万円。以下同じ。) を超えているときは、控除額を0円とする。
- 2 E欄において、要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と同居している場合で、当該親族の年間収入金額が150万円を超えているときは、控除額を0円とする。また、要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と別居している場合で、当該親族の年間収入金額が230万円を超えているときは、控除額を0円とする。

## 別表第6

精神又は身体の	番号	精神又は身体の障害の状態
障害の程度		
第1級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い,他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能
		力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに
		接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しく障
		害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の5つの指又は親指及び人差指を併せて4つの指を失ったも
		Ø .
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱, 胸かく, 骨盤軟部組織の高度の障害, 変形等の理由に
		より労働能力が著しく阻害されたもの

29

12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能
	力に高度の制限を有するもの

#### 備考

- 1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
- 2 視力を測定する場合においては、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。

※給付奨学金等本規程に定めのないものについては、業務方法書の規定によります。

○奨学規程

平成16年4月1日

規程第16号

最近改正 平成28年10月26日規程第24号

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 保証制度, 奨学生の採用及び奨学金の交付 (第5条-第22条)
- 第3章 奨学金の返還 (第23条-第34条の2)
- 第4章 奨学金の貸与及び返還に係る債権の管理(第35条-第43条)
- 第5章 奨学金の返還免除(第44条-第50条)
- 第6章 特別控除 (第51条-第56条)
- 第7章 専修学校の課程 (第57条)
- 第8章 補則 (第58条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この奨学規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号。以下「令」という。)第5条及び第7条並びに独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が定める業務方法書(平成16年4月1日文部科学大臣認可。以下「業務方法書」という。)第1章,第2章及び第15章について業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

- 第2条 業務方法書第4条第1項に規定する奨学生(以下単に「奨学生」という。) となる者は、業務方法書第3条に規定する大学等(大学(大学院を除き、別科にあっては令第1条第1項の表備考第1号に定める特定別科に限る。以下同じ。),大学院、高等専門学校及び専修学校の専門課程(令第1条第1項の表備考第5号の課程に限る。以下同じ。)をいう。)に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があると認められたものでなければならない。
- 2 前項の学生等には、次の各号の一に該当する者を含むものとする。
- (1) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者,日本 人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- (3) 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者

の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの (緊急採用による選学金の貸与)

- 第3条 業務方法書第4条第2項及び同条第3項に規定する優れた学生等であって, 主たる家計支持者(その者の生計を維持する者のうち,父若しくは母又はこれに代 わって生計を維持するものをいう。以下同じ。)の失職,破産,事故,病気若しく は死亡等又は震災,風水害,火災その他の災害等により家計が急変し,その事由が 発生した月から12月を超えない期間(以下「家計急変期間」という。)内に,修学 が困難になった者が希望するときは,業務方法書第4条第1項に規定する奨学金(以 下「奨学金」という。)の貸与(以下「緊急採用」という。)を受けることができ る。
- 2 学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加 し、家計が急変した場合は、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定においては、家計急変の事情により経済的困難が継続すると見込まれ、家計急変期間内に第6条に規定する申込みをした者に対して、業務方法書第8条及び第9条の規定に基づき、緊急に奨学金の貸与が必要と認定したときに貸与することができる。

(健康診断)

- 第4条 業務方法書別記第1から第12までに規定する「健康診断」は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条による定期又は臨時の健康診断で申込前約1年以内に実施したものとする。ただし、第1学年又は1年次に在学する者については、入学者選抜時の資料とした健康診断によることができる。
- 2 健康診断書がない場合又はこれによることが不適当であると在学する学校長が判断した場合には、前項の健康診断を担当した者以外の医師による健康診断を実施し、前項に定める健康診断に代えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、業務方法書別記第5第3項第2号及び別記第8第2項第2号に規定する「健康診断等」は、第1項に定める健康診断又は在学する学校(省令第22条第1項第5号に該当する者のうち外国の大学を卒業した者にあっては、在学していた学校)における修学状況とする。

第2章 保証制度, 奨学生の採用及び奨学金の交付 (保証)

第5条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年省令第23号。以下「省令」という。)第25条の規定に基づき、奨学生(奨学金の貸与が終了している場合は、要返還者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)。以下この条及び第10条において同じ。)は、申込時の選択により次の各号に掲げるいずれかの保証を奨学金の貸与の開始から返還の完了までの間受けなければならない。ただし、外国の大学(省令第21条第1項第2号に規定する外国の大学をいう。第19条を除き、以下同じ。)又は外国の大学院(省令第21条第1項第3号に規定する外国の大学院をいう。第19条を除き、以下同じ。)で奨学金の貸

与を受ける者については、次の各号に掲げるすべての保証を受けるものとする。

- (1) 第8条に規定する連帯保証人及び第9条に規定する保証人による保証
- (2) 公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「保証機関」という。)が実施する 奨学金の返還に関する保証制度(以下「機関保証制度」という。)による保証(以 下「機関保証」という。)
- 2 前項第1号の保証を選択した奨学生について、第11条に規定する返還誓約書に連署した連帯保証人及び保証人(連帯保証人又は保証人について変更の届出があった場合には、直近の届出による連帯保証人又は保証人)による保証を受けられないこととなる場合は、奨学生の選択に基づき、新たに連帯保証人又は保証人を選任し変更の届出を行うか、前項第2号に規定する機関保証を受けるものとする。(授学金の申込み)
- 第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、第11条に規定する確認書、個人信用情報の取扱いに関する同意書その他理事長が定める書類(以下「確認書等」という。)を現に在学する学校の長(以下「在学学校長」という。)に提出し、かつ、インターネットを通じて奨学金の申込みに係る所定の事項(以下「申込データ」という。)を機構に送信するものとする。
- 2 奨学金の貸与を受けようとする者で現に学校に在学していないものについては、前項の規定にかかわらず、確認書等をその者の卒業した学校の長に提出し、かつ、インターネットを通じて申込データを機構に送信するものとする。ただし、業務方法書第11条第1項第3号に規定する認定試験合格者、認定試験科目合格者又は認定試験出願者については、所定の事項を記入した奨学金申込書(以下単に「奨学金申込書」という。)及び確認書等を理事長に提出するものとする。
- 3 大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者については、前2項の規定にかかわらず、確認書等をその者の入学しようとする大学院を置く学校の長に提出し、かつ、インターネットを通じて申込データを機構に送信するものとする。
- 4 外国の大学に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者で、業務方法書第11 条第1項第5号に規定する高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科を除く。) の学生又は高等専門学校の第3学年の課程を修了した者(高等専門学校を卒業見込 みの者又は卒業した者を除く。)については、第1項及び第2項の規定にかかわら ず、奨学金申込書及び確認書等を理事長に提出するものとする。
- 5 外国の大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者で、外国の大学の 学生又は外国の大学を卒業した者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、奨学 金申込書及び確認書等を理事長に提出するものとする。
- 6 現に在学する外国の大学で奨学金の貸与を受けようとする外国の大学の学生又は 現に在学する外国の大学院で奨学金の貸与を受けようとする外国の大学院の学生は、 第1項の規定にかかわらず、奨学金申込書及び確認書等を理事長に提出するものと する。
- 7 第1項から第3項までの規定(第2項ただし書に該当する場合を除く。)におい

て、機構が特に認める場合は、奨学金の貸与を受けようとする者は、インターネットを通じて申込データを機構に送信することに代えて、奨学金申込書を当該学校の 長に提出することができる。

(学校長の推薦)

- 第7条 前条第1項から第3項までの規定(同条第2項ただし書きに該当する場合を除く。)に基づき確認書等を提出し、かつ、申込データを送信した者に係る学校の長は、機構より当該者に係る申込データの提供を受け、奨学金の貸与を受けるに相応しい者の推薦を行うものとする。
- 2 前条第7項の規定に基づく奨学金申込書及び同条第1項から第3項までの規定に 基づく確認書等を提出した者に係る学校の長は、奨学金の貸与を受けるに相応しい 者の推薦を行うものとする。
- 3 前条第4項の規定に基づき奨学金申込書及び確認書等を提出した者に係る高等専門学校の長は、第2条に規定する奨学生としての資格を業務方法書第8条及び第9条の規定により審査の上、機構が別に定める当該者に係る推薦書に、学習成績その他必要な事項を記載し、奨学金の貸与を受けるに相応しい者の推薦を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の推薦は、第2条に規定する奨学生としての資格を業務方法書 第8条及び第9条の規定により審査の上、奨学金の貸与を受けるに相応しいと認め られた者について、その者の申込データ又は奨学金申込書に学習成績その他必要な 事項を記録又は記載し、機構に送信又は提出することにより行うものとする。
- 5 前条第5項又は第6項の規定に基づき奨学金申込書及び確認書等を提出した者の 次の各号に掲げる推薦は、当該各号のとおり行うものとする。
- (1) 業務方法書第4条第1項に規定する第一種奨学金(以下単に「第一種奨学金」という。) に係る申込書及び確認書等を提出した者の推薦 当該者の指導に当たる教員又はこれに準ずる者による海外留学支援制度の推薦書をもって推薦があったものとみなす。
- (2) 業務方法書第4条第1項に規定する第二種奨学金(以下単に「第二種奨学金」という。)に係る申込書及び確認書等を提出した者(前条第5項の規定に基づき奨学金申込書及び確認書等を提出した者のうち,第二種奨学金の貸与を受けている者を除く。)の推薦 当該者の指導に当たる教員又はこれに準ずる者が,第2条に規定する奨学生としての資格を業務方法書第8条及び第9条第1項の規定により審査の上,機構が別に定める当該者に係る推薦書に必要な事項を記載し,奨学金の貸与を受けるに相応しい者の推薦を行うものとする。
- 6 第1項から第3項までの規定に基づき推薦を行う学校の長は、推薦を受ける者が 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けることとなり、かつ、第二種奨学 金の月額について令第2条第1項の各号で定める最も高い額(私立の大学の医学、 歯学、薬学、獣医学又は法科大学院の法学を履修する課程に在学する場合は、業務 方法書第6条第1項に定める額)を選択しているときは、予定している生活状況を

確認し、必要最小限の月額を選択するよう、必要に応じて指導するものとする。 (連帯保証人)

- 第8条 連帯保証人は、業務方法書第10条第3項に規定する者とする。ただし、機構が特に必要と認める場合は、同項に規定する者に代えて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者を連帯保証人とすることができる。この場合における認定は、返還予定の期間を通じて生活を維持し、貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す返還保証書及び証明書類により、機構が行うものとする。
- 2 申込者が、申込時に在学し、又は進学する予定の学校の修業年限の終期まで奨学金の貸与を受け、貸与を終了した時において、満45歳を超えることとなる場合は、前項の連帯保証人は、その貸与を終了した時において満60歳未満でなければならない。

(保証人)

- 第9条 保証人は、業務方法書第10条第4項に規定する者とする。ただし、機構が特に必要と認める場合は、同項に規定する者に代えて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者を保証人とすることができる。この場合における認定は、返還予定の期間を通じて生活を維持し、貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す返還保証書及び証明書類により機構が行うものとする。
- 2 申込者が、申込時に在学し、又は進学する予定の学校の修業年限の終期まで奨学金の貸与を受け、貸与を終了した時において、満45歳を超えることとなる場合は、前項の保証人は、その貸与を終了した時において満60歳未満でなければならない。 (機関保証制度)
- 第10条 奨学金の貸与について保証を行うことができる法人は,第5条第1項第2号 に規定する保証機関とする。
- 2 保証機関の保証は、奨学生との連帯保証とする。
- 3 第5条第1項第2号の保証を選択した者は、当該奨学金の貸与終了後においても 当該奨学生と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を 提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なけ ればならない。

(確認書・返還誓約書等の提出)

第11条 奨学金の貸与を受けようとする者は、申込時に自署押印した確認書(奨学金を受けようとする者が未成年者の場合にあっては、その保護者(民法(明治29年法律第89号)第818条に規定する親権を行う者、第839条に規定する未成年後見人若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、又は過去に監護していた児童養護施設長等をいう。以下同じ。)と連署の上押印することを要する。)及び個人信用情報の取扱いに関する同意書(奨学金を受けようとする者が未成年者の場合にあっては、その保護者と連署の上押印することを要する。)

を業務方法書第11条第1項の規定により学校の長又は理事長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1項第1号の保証を選択した者は、採用にあたって機構が指定する期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印(印鑑証明書を添付するものとする。以下押印について同じ。)した返還誓約書(借用証書)、個人信用情報の取扱いに関する同意書及び連帯保証人の収入に関する証明書を業務方法書第17条の規定により在学学校長(在学した学校の長を含む。次項において同じ。)又は理事長に提出しなければならない。ただし、外国の大学又は外国の大学院で奨学金の貸与を受ける者については、連帯保証人が国内に在住していない場合は、当該奨学生と連絡が可能な国内に在住する者(以下「国内連絡者」という。)を別に定めるものとする。
- 3 第5条第1項第2号の保証を選択した者は、採用にあたって機構が指定する期限 までに、機関保証を受けること及び前条第3項に定める本人以外の一の連絡先を表 示した返還誓約書(借用証書)並びに個人信用情報の取扱いに関する同意書を業務 方法書第17条の規定により在学学校長又は理事長に提出しなければならない。
- 4 前2項に規定する返還誓約書(借用証書)を提出する際は、住民票の写し(第2条第2項第1号又は第2号に該当する者については、在留資格の記載がある住民票の写し)を添付しなければならない。ただし、外国の大学又は外国の大学院で奨学金の貸与を受ける者については、住民票の写しに代えて戸籍の附票の写し(住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)第20条に基づき交付される書類)を添付することができる。
- 5 奨学生は、機構が指定する期限までに、第23条第1項に定める口座振替のため取扱金融機関で受け付けされた自動払込利用申込書及び預金口座振替依頼書の預・貯金者控を複写機により複写したものを、在学学校長又は理事長に提出しなければならない。

(採用の決定)

- 第12条 業務方法書第13条第2項における奨学生の採用は、機構が、申込データ又は 奨学金申込書及び確認書等について、同第8条及び第9条の規定に基づき審査の上 これを決定する。
- 2 進学又は令第2条第1項に掲げる学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により設置されたものに限る。以下「貸与対象日本校」という。)に在学する者で外国の大学若しくは外国の大学院に留学(学生交流に関する協定等に基づく場合、留学により取得した単位が在学する貸与対象日本校の単位として認定される場合又は外国の大学院への留学で貸与対象日本校の学校長が当該留学を研究のための留学と認める場合をいう。ただし、外国の大学若しくは外国の大学院に入学する場合を除く。以下同じ。)を条件として予約した者については、インターネットを通じて、入学又は留学を証する所定の事項を機構に送信させ、採用を決定する。ただし、外国の大学又は外国の大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者については、入学を証する所定の事項の送信に代えて、入学を証する所定の進学届を理事

長に提出させることとする。

- 3 業務方法書第13条第1項に規定する「直近の入学日又は留学開始日」とは同第12条の規定により採用候補者に決定した年度(当該採用候補者に係る学校が外国の大学又は外国の大学院である場合に限る。)若しくは当該年度の翌年度内に当該採用候補者に係る学校が定めた入学日又は同第12条の2の規定により採用候補者に決定した年度若しくは当該年度の翌年度内に当該採用候補者が在学する学校が定めた留学開始日とし、「特別の場合」とは採用候補者の責に帰さない理由により、入学を内定した学校又は留学に係る採用候補者が在学する学校が「直近の入学日又は留学開始日」以外の日を入学日又は留学開始日として指定した場合とし、「機構が別に定める期日」とは学校が定める入学日又は留学開始日を基準として機構が決定した日とする。
- 4 機構は, 奨学生の採用を決定したときは, 在学学校長を経て, 奨学生証を交付する。ただし, 第7条第5項の推薦を受けて第1項により採用を決定した奨学生及び第2項ただし書により採用を決定した奨学生(以下, 第15条, 第16条の2, 第17条, 第20条, 第21条及び第22条において「外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生」という。)には, 在学学校長を経ずに, 奨学生証を交付する。

(奨学金の貸与期間)

第13条 業務方法書第14条の規定に基づき、奨学金の貸与期間については、理事長が 別に定める場合は、貸与期間を延長し、又は短縮することができる。

(再貸与者等の貸与期間)

- 第14条 過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある者に新たに貸与する第一種奨学金の貸与期間は、業務方法書第14条第5号の規定に基づき、次の各号に掲げる学校の区分(それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校における修業年限2年以上の専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている学科(以下「上級学科」という。)は、それぞれ異なる学校区分とみなす。次項において同じ。)において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間(月数で計算する。)と通算して、現に在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間。以下この条において同じ。)に達するまでの期間とする。ただし、同号ただし書に該当する場合は、次の各号に掲げる全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。
- (1) 大学(次号に該当するものを除く。第18条第4項において同じ。)
- (2) 短期大学
- (3) 大学院修士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む。)及び 専門職大学院の課程
- (4) 大学院博士課程(後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む。)
- (5) 高等専門学校
- (6) 専修学校の専門課程

- 2 過去に第二種奨学金の貸与を受けたことがある者に新たに貸与する第二種奨学金の貸与期間は、業務方法書第14条第8号の規定に基づき、前項各号に掲げる学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間(月数で計算する。)と通算して、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務方法書第14条第8号ただし書に該当する場合の新たに貸与する第二種奨学金の貸与期間は、過去に貸与を受けた奨学金が一の貸与契約に基づくものであるとき又は前項の規定により通算した貸与期間が現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間内であるときには、第1項各号に掲げる各々の学校の区分において一の貸与契約に限り、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。
- 4 前2項において新たに貸与する第二種奨学金の貸与契約の終期について在学学校 長が特に必要と認めるときは、1年の範囲内で、その期間を延長することができる。 (奨学金の交付)
- 第15条 業務方法書第15条の規定により奨学金は、毎月当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができる。
- 2 奨学金の交付は、機構が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座 に振込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、在 学学校長に委託して交付することができる。
- 3 機構は、各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を学校を経て奨学生に交付するものとする。ただし、外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生には、学校を経ずに貸与額通知書を交付するものとする。
- 4 令第1条第1項に規定する第一種奨学金の月額の変更は、奨学生が奨学金貸与月額変更願(奨学生が未成年者の場合にあっては、その保護者と連署の上押印することを要し、当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増加する場合にあっては、連帯保証人及び保証人と連署の上押印することを要する。以下同じ。)を在学学校長(外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生にあっては理事長。次項において同じ。)に提出することにより行うものとし、変更後の月額は、奨学金貸与月額変更願を学校(外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生にあっては機構)に提出した日の属する月以降で奨学生が希望する月から適用することができる。ただし、自宅通学から自宅外通学への変更に伴い増額する場合には当該変更の事由が生じた月(変更の事由が生じた後1月以上経過後奨学金貸与月額変更願を提出したときは在学学校長に提出があった月)から、自宅外通学から自宅通学への変更に伴い減額となる場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の翌月(変更の事由が生じたのが月の初日のときはその月)から適用し、通学形態の変更を伴わずに減額となる場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の4月

(奨学生として採用された年度内の場合にあっては貸与を開始した月)までのうち 奨学生が希望する月に遡って適用することができる。

- 5 第二種奨学金の月額の変更は、奨学生が奨学金貸与月額変更願を在学学校長に提出することにより行うものとする。
- 6 前項の規定による第二種奨学金の月額の変更は、増額する場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月以降で奨学生が希望する月から適用することができるものとし、減額する場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の4月(奨学生として採用された年度内の場合にあっては貸与を開始した月)までのうち奨学生が希望する月に遡って適用することができる。

(適格認定)

- 第16条 機構は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等(以下「適格認定」という。)を行うものとする。
- 2 奨学生は、毎年1回、奨学金継続願を、インターネットを通じて機構に提出しなければならない。ただし、機構が特に認める場合は、書面により、在学学校長に提出することができる。
- 3 在学学校長は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生及び別に定める適格認定が必要である奨学生について、機構が提供する当該学校に在学する奨学生に係る奨学金継続願の電子的データ、又は提出された書面等により、理事長が別に定める適格認定の基準(以下「適格基準」という。)に基づき適格認定を行い、機構に報告するものとする。
- 4 機構は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を诵じて当該者に通知するものとする。

(外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生の適格認定)

- 第16条の2 外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生(以下,この条において「奨学生」という。)の適格認定は,前条の規定にかかわらず,この条の定めるところにより行うものとする。
- 2 奨学生は、毎年1回、奨学金継続願及び機構の定める書類を理事長に提出しなければならない。
- 3 機構は,前項の奨学金継続願を提出した奨学生及び別に定める適格認定が必要である奨学生について,前項の奨学金継続願及び機構の定める書類により,適格基準に基づき適格認定を行うものとする。
- 4 機構は,前項の適格認定に基づき,奨学生に対しとるべき処置を決定し,必要に 応じて、当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届出)

- 第17条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。ただし、外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生は、在学学校長を経ずに、直ちに届け出なければならない。
- (1) 休学,復学,転学部(同一学校の他の学部又は学科の相当学年に移動することをいう。以下同じ。),転学(退学又は卒業せずに他の学校の相当学年に移動することをいう。以下同じ。),編入学(退学又は卒業後に他の学校の修業年限の

中途に入学することをいう。以下同じ。),留学(海外留学支援制度による派遣留学生の場合,官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合又はこれら以外で留学期間が3月未満の場合を除く。)又は退学したとき。

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (4) 第5条第1項第1号の保証を選択した者が連帯保証人又は保証人を変更する とき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (5) 第5条第1項第2号の保証を選択した者が第10条第3項に定める本人以外の 連絡先を変更するとき、又はその氏名、住所その他重要な事項に変更があったと き。
- (6) 第二種奨学金の貸与を受ける者が利率の算定方法を変更するとき。ただし、貸 与終了前における機構が指定する期限までに届け出なければならない。
- 2 前項第1号において転学部、転学、編入学後、奨学金を継続するにあたり、当該 転学部、転学、編入学前より貸与総額が増加する場合、又は同項第6号の規定に該 当する場合は、当該事由による届け出をする際に、別に定める書類に連帯保証人及 び保証人と連署の上押印することを要する(奨学生が未成年者の場合にあっては、 その保護者と連署の上押印することを要する。)。

(転学、編入学、留学又は退学による奨学金の取扱)

第18条 奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

- 2 奨学生が、転学及び編入学であって第14条の学校の区分において同一区分の学校 に引続き入学する場合は、奨学金の交付を継続することができるものとし、交付の 継続を希望する者には転学又は編入学後3月以内に継続願を提出させるものとする。
- 3 前項の場合の奨学金の貸与期間は、第14条の規定を準用する。
- 4 奨学生が短期大学,高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後大学 へ編入学し,第二種奨学金を希望する場合,及び,奨学生が海外の大学(短期大学 に相当するものに限る。)を卒業後,海外の大学(短期大学に相当するものを除く。) へ編入学し,第二種奨学金を希望する場合は,第2項の規定を準用する。ただし, 奨学生の身分は継続せず新規に採用されたものとして取り扱う。
- 5 奨学生が留学した場合は奨学金の交付を休止する。ただし、海外留学支援制度による派遣留学生の場合、官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合、これら以外で留学期間が3月未満のとき又は在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することができる。また、第12条第2項に規定する留学をする者は、奨学金の貸与を受けることができる。

(奨学金の交付の休止, 停止及び貸与期間の短縮)

第19条 奨学生が休学したとき又は1月以上の長期にわたって欠席したとき(病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、学校長が成業の見込があると認め、かつ授業料を納入している場合を除く。)は、奨学金の交付を休止する。ただし、休学により外国の大学又は外国の大学院へ

留学するときは、この限りではない。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の交付の復活)

第20条 第18条第5項の規定により奨学金の交付を休止された者又は前条の規定により奨学金の交付を休止若しくは停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て(外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生は、在学学校長を経ずに)願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止された時から2年(大学院の奨学生で機構が特に必要と認めたときは3年)又は停止された時から2年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の交付の廃止)

- 第21条 業務方法書第16条第1項の規定により奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は,在学学校長の意見を徴して,奨学金の交付を廃止することがある。ただし,当該奨学生が外国の大学又は外国の大学院に在学する者である場合は,在学学校長の意見を徴せずに奨学金の交付を廃止することができる。
- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 所定の期限内に第16条第2項に規定する奨学金継続願を提出しない等奨学生 としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 第5条第2項に該当する場合であって,連帯保証人又は保証人の変更を行わず機関保証も受けないとき,奨学生と保証機関の間の契約に基づき保証料未納等の理由により保証契約が解除となるときその他第5条第1項で選択した保証が受けられなくなったとき。
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失う等その他第2条に規定する奨学生としての 資格を失ったとき。
- 2 前項第5号の場合については、奨学金の交付を廃止するに先立ち原則として、相当の期間内に奨学生から所要の手続がなかったとき、保証機関から保証料未納の状態であることの通知があったときその他同号に該当することとなるおそれがあると認められるときに奨学生に対して一定の期間を定めて保証の継続に必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において、当該期間については、奨学金の交付を保留するものとする。

(奨学金の辞退)

第22条 業務方法書第16条第3項の規定により奨学生は、いつでも在学学校長を経て (外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生は、在学学校長を経ずに) 奨学金 の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返環)

- 第23条 令第5条及び業務方法書第18条の規定に基づき,奨学金の返還は,原則として,口座振替(振替日は,毎月27日(27日が金融機関の休業日である月においては翌営業日)とする。)の方法によるものとする。
- 2 第二種奨学金についての業務方法書第18条の規定による返還は,元利均等返還に よるものとする。
- 3 割賦金(令第5条第1項に規定する割賦の方法により奨学金を返還する場合における各返還期日(月賦においては、毎月27日、半年賦においては、1月27日及び7月27日)ごとの返還分をいう。以下同じ。)のうち第二種奨学金の割賦金は、割賦元金(元利均等返還による割賦額のうち元金部分をいう。以下同じ。)、利息及び第26条に規定する返還据置期間の利息(以下「据置期間利息」という。)を返還回数で除して得た額(端数があるときは、初回又は最終回返還期日の割賦金で調整するものとする。以下「据置期間利息の分割額」という。)の合計額をいう(以下同じ。)。

(割賦金の算出)

- 第24条 一の貸与契約により第一種奨学金の貸与を受けた場合において月賦で返還する(以下「月賦返還」という。)割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、貸与を受けた奨学金の額(以下この条において「貸与総額」という。)に応じ、業務方法書第18条第1項に規定する表に定める割賦金の基礎額で貸与総額を除して得られる数(1未満の端数は切り捨てる。以下この条において同じ。)に12を乗じて得られる返還回数で貸与総額を除して得られる額を下ってはならないものとし、割賦金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。
- 2 一の貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合における月賦返還の割賦金 のうち割賦元金及び利息の合計額は、特別の事由がある場合を除くほか、貸与総額 に応じ、前項の規定を準用して返還回数を求め、その返還回数に応じて、別表第1 に定める定率を貸与総額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし、割賦元 金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。
- 3 前項の利息は、月単位(利率を年利率の12分の1で計算した利息をいう。)で計算するものとする。この場合において、1月未満の期間については、その日数に応じ、日割り(利率を年利率の365分の1で計算した利息をいう。)により計算するものとする。
- 4 業務方法書第4条第4項の規定により,第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの奨学金の月賦返還の割賦金の額(第二種奨学金においては割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額)については,貸与を受けたそれぞれの奨学金の額の合計額を貸与総額として第1項の規定を準用して返還回数を求め,第一種奨学金については,その返還回数でその貸与を受けた奨学金の額を除して得られる額を,第二種奨学金については,その返還回数に応じて,別表第1に定める定率をその貸与を受けた奨学金の額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし、端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

- 5 二以上の貸与契約により第一種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの奨学金の月賦返還の割賦金の額については、貸与を受けたそれぞれの奨学金の額の合計額を貸与総額として第1項の規定を準用することができる。
- 6 二以上の貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの奨学金の月賦返還の割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額については、貸与を受けたそれぞれの奨学金の額の合計額を貸与総額として第1項の規定を準用して得られる返還回数に応じて、別表第1に定める定率を貸与を受けたそれぞれの奨学金の額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし、端数が生じたときは最終回で調整するものとする。
- 7 二以上の貸与契約により第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与を受けた場合(第4項に規定するものを除く。)における奨学金の返還の割賦金の額については、貸与を受けた奨学金の額の合計額を貸与総額として第1項の規定を準用して得られる返還回数に応じ、前3項の規定を準用することができる。
- 8 月賦・半年賦併用の割賦の方法(以下「併用返還」という。)で返還する場合の 月賦の割賦の方法による返還(以下「月賦分」という。)及び半年賦の割賦の方法 による返還(以下「半年賦分」という。)の割賦金の額は、貸与総額に第1項及び 第2項の規定を適用して求めた月賦分の返還回数及び貸与総額に応じ、第1項の表 に定める割賦金の基礎額で貸与総額を除して得られる数に2を乗じて得られる返還 回数又はこれらの返還回数に応じた別表第1に定める定率を、月賦分の対象となる 額及び半年賦分の対象となる額(貸与総額を2分して求められる額で、その額に端 数が生じたときは月賦分の対象となる額で調整する。)に第1項及び第2項の規定 を準用して求めることができる。
- 9 第二種奨学金の貸与を受ける者が利率見直し方式に従って利率を算定する方法を選択した場合における割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額は、貸与終了月の属する年度の初日から起算して5年、10年及び15年(当該第二種奨学金を受けている間,独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号。以下「法」という。)第15条第2項の規定により返還の期限を猶予されている期間及び業務方法書第24条の3に規定する減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数(1月未満の端数は切り上げる。)を除く。次項において同じ。)を経過した日の後に到来する3月28日(以下「算出日」という。)に、当該第二種奨学金の返還の期限が到来するまでの間、省令附則第5条の規定に基づき算定した利率、算出日における返還期日が到来していない割賦元金の残額及び残返還回数により、算出する。
- 10 前項の規定において適用する省令附則第5条の規定に基づき算定した利率は、貸 与終了月の属する年度の初日から起算して5年、10年及び15年を経過した日の属す る年度に算定した利率とする。

(返還方法の指定)

第25条 奨学生が第5条第2項に該当する場合であって連帯保証人及び保証人の変更 を行わず機関保証も受けないときその他第5条第1項で選択した保証が受けられな くなったとき又は第11条に規定する返還誓約書の提出をしなかったときは、第23条及び前条並びに業務方法書第24条の3の規定と異なる返還方法により返還させることができる。

(据置期間利息の徴収方法)

第26条 第二種奨学金を返還する場合において、月賦返還にあっては貸与終了月の翌月から初回返還期日の前月の27日までの期間、併用返還の半年賦分にあっては貸与終了月の翌月から初回返還期日の6月前の月の27日までの期間の据置期間利息は、初回返還期日から最終回返還期日までの返還で均等に分割して徴するものとし、据置期間利息の分割額を各割賦金に含めるものとする。

(繰上返還)

- 第27条 奨学金はいつでも繰上返還できる。この場合,第二種奨学金に係る繰上返還 については、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。
- (1) 割賦方法に応じて、月賦返還にあっては返還期日前1月未満、併用返還の半年 賦分にあっては返還期日前6月未満の期間内(次号において「返還期日前の期間 内」という。)に当該返還期日に係る割賦金を返還したときは、それぞれ当該返 還期日に返還したものとみなし、次回以後の割賦金の返還期日を繰上げないもの とする。
- (2) 直近の返還期日の後に到来する返還期日以後に係る割賦金を返還期日前の期間内に返還したときは、直近の返還期日に返還したものとみなし、繰上返還した額が一返還期日に係る割賦元金及び据置期間利息の分割分の合計額(以下「割賦元金等」という。)に達するごとに次回以後の割賦金の返還期日を順次繰上げるものとする。
- (3) 前2号に規定する返還において、次回返還期日に係る割賦元金等に満たない端数の額があるときは、その端数の額を仮受金とし、割賦元金等の不足額の返還があったとき、又は次に到来する返還期日に清算するものとする。
- (4) 前条に規定する措置期間内に繰上返還をした場合,貸与終了月の翌月から当該 繰上返還の日の属する月分までの利息を徴収する。なお、措置期間内に複数回繰 上返還をする場合の2回目以降の繰上返還については、前回返還した日の属する 月の翌月分から当該返還の日の属する月分までの利息をその都度徴するものとす る。
- (5) 前号の繰上返還後の措置期間利息については、前条中「貸与終了月の翌月」とあるのは「前回返還した月の28日(返還した日が28日から31日までのいずれかの場合にあっては、翌月の28日)」と読み替え、徴するものとする。
- 2 前項第2号に規定する繰上返還をした場合において、外国出張その他真に止むを 得ない事由があるときは、願い出により、返還期日の繰上を行わないことができる。 この場合において、返還期日の繰上を行わない期間の利息は、繰上返還をするとき 又は返還された割賦元金等の返還期日ごとに支払わなければならない。
- 3 第1項に規定する繰上返還をした場合において、その繰上返還により返還完了と

なったときは、同項第1号又は第2号の規定にかかわらず、当該繰上返還における 元金に係る利息は、当該返還の日の属する月分までとする。

(奨学金の返還期限の猶予)

第28条 業務方法書第24条第1項第2号の規定における高等学校,大学,大学院,高 等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程については,外国にあってこ れらの学校に準ずると理事長が認めるものを含むものとする。

(返還期限の猶予の願い出)

- 第29条 奨学金の返還期限の猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金 返還期限猶予願を提出しなければならない。
- (1) 第12条第2項に規定する入学を証する所定の事項の送信をした者及び進学届 を提出した者
- (2) 第33条第1項の規定による届出をした者
- 3 前条及び業務方法書第24条の規定により返還期限の猶予をする場合又は返還期限 の猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証明することのできる 書類を提出させるものとする。

(減額返還の願い出)

- 第29条の2 業務方法書第24条の3の規定に基づき、減額返還(割賦金の減額、支払回数の変更及び利息の特例その他の奨学金の返還の期限及び返還の方法の変更をいう。以下同じ。)の適用を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金減額返還願を提出しなければならない。
- 2 業務方法書第24条の3の規定により減額返還を適用する場合は、その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。ただし、当初の初回返還期日又は在学猶予後の初回返還期日から1年以内の初回申請時に限り、貸与終了月又は在学猶予終了月の翌月が属する年分の所得に関する証明書が発行される前月までに減額返還の適用を受けようとする場合は、この限りではない。
- 3 その他,減額返還の願い出に関して必要な事項は別に定める。

(減額返還における返還方法)

第29条の3 業務方法書第24条の4第2項の規定に基づき、適用期間(割賦金を減額して返還することのできる期間をいう。以下同じ。)における奨学金の返還は、原則として、口座振替(振替日は、毎月27日(27日が金融機関の休業日である月においては翌営業日)とする。)の方法によるものとし、返還の期限は支払回数ごとに毎月27日とする。

(減額返還の適用期間における据置期間利息の徴収方法)

第29条の4 第26条の規定にかかわらず、適用期間において徴収する据置期間利息は、 適用期間がなかったものとして第23条第3項の規定に基づき得られる据置期間利息 の分割額を適用期間中の奇数の回の返還期日の割賦金に含むものとする。 (減額返還における割賦金の額)

第29条の5 業務方法書第24条の6の規定に基づき端数が生じたときは、適用期間中 の奇数の回の返還期日の割賦金で調整するものとする。

(返還金の充当)

- 第30条 併用返還において、月賦分の割賦金に合わせて半年賦分の割賦金を返還するときに、業務方法書第20条第1項に規定する返還金(以下「返還金」という。)がこれらの合計額に満たないときは、月賦分の割賦金から充当するものとする。
- 2 前項及び業務方法書第20条第2項の規定において第二種奨学金に係る返還金については、据置期間利息の分割額、利息、割賦元金の順に充当するものとする。
- 3 業務方法書第20条第3項において要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用 を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満た ないときは、費用、延滞金、据置期間利息の分割額、利息、割賦元金の順に充当す るものとする。

(過剰金の取扱い)

- 第31条 返還金の支払があったときに、機構が受領した額が返還未済額を超えるため 返還金が完了となったうえで残余の額(以下「過剰金」という。)が生じた場合は、 過剰金から手数料(返金に要する手数料をいう。以下同じ。)を除いた残額を返還金の支払を行った者に返金する。ただし、返還金の支払を行った者の責に帰さない 事由等により過剰金が生じた場合を除く。
- 2 過剰金から手数料を除いた残額が100円未満となる場合は,前項の規定にかかわらず,過剰金の金額を寄附金取扱規程(平成16年規程第15号)第2条により学生支援 寄附金に振り替えるものとする。
- 3 前項の取扱いについては、返還誓約書(借用証書)及び返還完了通知に記載する ことにより返還完了前の要返還者等の承諾を得たものとする。
- 4 二以上の貸与契約により奨学金を返還している場合において、過剰金が生じた奨学金以外の奨学金に返還未済額があるときは、前3項の規定にかかわらず、返還金の支払を行った者の承諾を得て過剰金を他の奨学金に係る返還金に振り替えるものとする。

(不足金の取扱い)

- 第32条 返還金の支払があったときに、機構が受領した額が返還未済額に僅かに不足する額(以下「不足金」という。)が、100円未満の場合は、返還未済額の全部が返還されたものとみなして返還が完了したものとする。
- 2 最終回の返還金の支払が当該最終回の返還期日に遅れたことにより新たに延滞金が発生したため不足金が生じ、その額が延滞となっている割賦金の5%以内(第二種奨学金においては500円未満)である場合は、返還未済額の全額が返還されたものとみなして返還が完了したものとする。

(要返還者の届出)

第33条 要返還者が高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程

若しくは専門課程(第28条の規定により、外国にあってこれらの学校に準ずると理事長が認めるものを含む。)に入学したときは、在学証明書を添えて、直ちに届け出なければならない。

- 2 要返還者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 3 要返還者は、奨学金の返還に係る預貯金口座を変更しようとするときは、あらか じめ届け出なければならない。
- 4 第5条第1項第1号の保証を受ける要返還者は、その連帯保証人若しくは保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、 直ちに届け出なければならない。
- 5 第5条第1項第2号の保証を受ける要返還者は、第10条第3項に定める本人以外の連絡先を変更するとき、又はその氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

- 第34条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、在学した学校の長を経 て直ちに異動届を提出しなければならない。
- 2 要返還者が奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

(個人信用情報機関への登録)

- 第34条の2 機構は,第11条第1項,第2項及び第3項並びに附則第4項に規定する 個人信用情報の取扱いに関する同意書等により個人信用情報機関への登録に同意した者のうち割賦金の返還を延滞した者について,業務方法書第22条の2の規定により、その個人情報を機構が加盟する個人信用情報機関に登録するものとする。
- 2 前項の登録にあたっての条件及び登録する個人情報の内容等については、別に定める。

第4章 奨学金の貸与及び返還に係る債権の管理

(債権の管理)

第35条 機構は、奨学生及び要返還者について、その奨学金に係る債権(以下この章において「債権」という。)の回収の危険性の度合いに応じて、別記2のとおり、危険性の低い方から正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し、それぞれの区分に応じた債権の管理を行うことにより、債権の効率的、効果的な回収に資するものとする。

各区分の内容は、次のとおりとする。

(1) 正常先

債権回収に特段の問題がないと認められる債務者

(2) 要注意先

返還期限が猶予されている債務者、元金の返還又は利息の支払が延滞している など履行状況に問題のある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者 (3) 破綻懸念先

現状、回収可能性はあるが、延滞が長期にわたっており、その状況の解消が芳 しくなく、今後回収が不可能となる可能性が大きいと認められる債務者

(4) 実質破綻先

法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの,延滞が更に長期にわたっており回収の可能性が殆どないと判断される債務者や,連絡等を全く取ることができず,督促することが不可能と判断される債務者など,実質的に回収が不可能な債務者

(5) 破綻先

法的・形式的な破綻の事実が発生している債務者

- 2 機構は,前項に規定する区分に基づき債権の回収の危険性の評価 (「自己査定」 という。)を行うものとする。自己査定に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 二以上の貸与契約により奨学金の貸与を受けた者にあっては、最も回収の危険性 の高い区分に該当する債権の区分をもって、その者の区分先とする。

(正常先の債権の管理)

- 第36条 奨学生の債権は、第15条から第22条までの規定に基づき、管理する。
- 2 別記2第1第2号に該当する要返還者の債権は、日本育英会奨学金返還免除規程 (昭和59年8月29日達第763号。以下「旧返還免除規程」という。)に基づき、管理 する。
- 3 別記2第1第3号に該当する要返還者のうち,業務方法書第24条第1項第2号の 規定に該当する者に対しては,当該猶予期間が終了する前に振替開始等を通知する ものとする。
- 4 別記2第1第4号に該当する要返還者のうち、口座による返還を行う者に対しては、毎年1回口座振替による振替案内等を通知するものとする。
- 5 別記2第1第4号に該当する要返還者のうち、返還誓約書(借用証書)が未提出である者に対しては、第25条の規定を適用するものとする。
- 6 別記2第1第4号に該当する要返還者のうち、口座振替に未加入である者に対しては、第23条に規定する口座振替の方法と異なる返還方法を指示することができる。 (要注意先の債権の管理)
- 第37条 要注意先に該当する要返還者等に対しては第24条(第3項を除く。)の規定 と異なる返還方法を指示することができる。
- 2 別記2第2第1項第1号に該当する要返還者に対しては、当該猶予期間が終了する前に振替開始等を通知するものとする。
- 3 別記2第2第1項第2号に該当する要返還者に対しては、当該減額返還の適用期間が終了する前に、その旨を通知するものとする。
- 4 別記2第2第1項第3号に該当する要返還者に対しては、電話及び文書等による 返還の督促を行うものとする。
- 5 別記2第2第1項第3号に該当する要返還者の連帯保証人及び保証人に対しては、

省令第27条及び第28条の規定に基づき、電話及び文書等による返還の督促又は請求を行うものとする。

- 6 別記2第2第1項第3号に該当する要返還者のうち、返還誓約書(借用証書)が 未提出である者に対しては、第25条の規定を適用するものとする。
- 7 別記2第2第1項第3号に該当する要返還者のうち、口座振替に未加入である者に対しては、第23条に規定する口座振替の方法と異なる返還方法を指示するものとする。
- 8 別記2第2第2項に該当する要返還者に対しては、前7項に準じて取り扱うものとする。

(破綻懸念先の債権の管理)

- 第38条 破綻懸念先に該当する要返還者等に対しては,前条第1項及び第4項から第 7項に準じ、返還の督促等を行うものとする。
- 2 前項の要返還者等に対しては、返還等の状況に応じて、第23条の規定にかかわらず、令第5条第4項の規定に基づき請求し、機構の指定する日までに返還未済額の 全部を返還させることができる。
- 第39条 破綻懸念先に該当する要返還者等に対しては、省令第30条の規定に基づき、 民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他 強制執行の手続に関する法令に定める手続等により割賦金の返還を確保することが できる。
- 第40条 要返還者等が返還未済額の全部の返還(第38条第2項の規定による返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)の請求を受けても機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。
- 2 要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、 その延滞している返還未済額(利息を除く。)の全部の額につき延滞金を徴するも のとする。この場合においては、業務方法書第19条第2項の規定を準用する。 (保証機関への履行請求)
- 第41条 第5条第1項第2号の保証を受ける要返還者が返還期限到来の日(期限の利益喪失日を含む。)から12月を経過してもなおその債務の全部又は一部の履行をしないときは、機構は保証機関に対して保証の履行を求めるものとする。ただし、特別の事由により必要があるときは12月を経ずして保証の履行を求めることができる。(実質破綻先の債権の管理)
- 第42条 実質破綻先に該当する要返還者等に対しては,第38条から第40条の規定に準 じ,返還の督促等を行った上,その資力等の状況により回収に努めることが困難又 は不適当であると認められる場合は、当該債権を償却することができる。
- 2 前項において償却することができる金額は、返還未済額の全部又は一部とする。 (破綻先の債権の管理)
- 第43条 破綻先に該当する要返還者に対しては、連帯保証人及び保証人に対し返還の 督保又は請求を行った上、連帯保証人及び保証人の資力等の状況により回収に努め

ることが困難又は不適当であると認められる場合は、当該債権を償却することができる.

2 前項により償却することができる金額は、返還未済額の全部又は一部とする。 第5章 奨学金の返還免除

(返還免除の願い出)

- 第44条 令第7条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、要返還者 又は相続人(第1号に該当する場合に限る。)は、連帯保証人との連署による奨学 金返還免除願に、それぞれ次の各号の書類を添えて機構に提出しなければならない。
- (1) 死亡によるときは戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な証明書
- (2) 精神若しくは身体の障害によるときは次の書類

イ その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

ロ 返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第45条 前条の願い出があったときは、これを審査決定し、その結果を要返還者、連 帯保証人又は相続人に通知する。

(特に優れた業績による返還免除)

- 第46条 令第8条第1項の認定を行うため、機構は、大学院を置く大学の学長に対して、事業年度に貸与期間が終了する者のうち、修士課程、専門職大学院の課程及び博士課程の別にそれぞれ各大学に対して機構が示す推薦枠の範囲内のものを返還免除の候補者として推薦するよう求める。
- 2 前項の規定にかかわらず、外国の大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者で事業年度に貸与期間が終了する者について令第8条第1項の認定を行うときは、機構は、海外留学支援制度(大学院学位取得型)実施委員会・審査会設置規程(独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第24号)に基づき設置した委員会(以下「実施委員会」という。)に対して、機構が示す推薦枠の範囲内のものを返還免除の候補者として推薦するよう求める。

(大学における推薦方法)

- 第47条 学長は、機構より提供を受けた前条第1項に規定する事業年度に貸与期間が終了する者に係る電子的データに基づき、前条第1項の候補者に順位を付し、インターネットを通じて機構の指定する期日までに機構に送信し、その電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、別に定める業績優秀者返還免除申請書、業績を証明する資料及び推薦理由書を提出することにより推薦するものとする。ただし、機構が特に認める場合は、候補者の順位についてもファイルに記録することに代えて、文書の提出によることができる。
- 2 前項に定める推薦方法のほか、学長は第7条第1項及び第2項の規定に基づき奨学金の貸与を受けるに相応しい者の推薦を行う際に、機構が指示する方法により機構が示す推薦枠の範囲内のものを、返還免除の内定候補者として推薦することができるものとする。

3 学内選考委員会が令第8条第2項の調査審議において候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生の、当該大学院における教育研究活動等に関する次表左欄に掲げる業績及び当該大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表右欄に定める基準に基づき各大学院が設定する具体的な評価項目により、総合的に評価して行うものとする。ただし、次条第5項の規定に基づき返還免除を行う者として内定を受けた者(同項ただし書により当該内定が失効している者を除く。)については、候補者として推薦すべき者として選考するものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第36条第1号に定める	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の
「学位論文その他の研究論	学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文
文」	の内容が特に優れていると認められること
省令第36条第2号に定める	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結
「大学院設置基準(昭和49年	果が教授会等で特に優れていると認められること
文部省令第28号)第16条に定	
める特定の課題についての	
研究の成果」	
省令第36条第3号に定める	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当
「大学院設置基準第16条の2	該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前
に定める試験及び審査の結	期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものにつ
果」	いての試験の結果が教授会等で特に優れていると認めら
	れること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行す
	るために必要な能力であって当該前期の課程において修
	得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優
	れていると認められること
省令第36条第4号に定める	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作
「著書, データベースその他	物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除
の著作物(省令第36条第1号	く。)が,社会的に高い評価を受けるなど,特に優れた
及び第2号に掲げるものを除	活動実績として評価されること
<.) ]	
省令第36条第5号に定める	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価
「発明」	を得ていると認められること
省令第36条第6号に定める	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究
「授業科目の成績」	能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な
	成績を挙げたと認められること
省令第36条第7号に定める	リサーチアシスタント, ティーチングアシスタント等
「研究又は教育に係る補助	による補助業務により、学内外での教育研究活動に大き

業務の実績」	く貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められるこ
	ع
省令第36条第8号に定める	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内
「音楽,演劇,美術その他芸	外における発表会等で高い評価を受ける等,特に優れた
術の発表会における成績」	業績を挙げたと認められること
省令第36条第9号に定める	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内
「スポーツの競技会におけ	外における主要な競技会等で優れた結果を収める等,特
る成績」	に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第10号に定める	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボラ
「ボランティア活動その他	ンティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の
の社会貢献活動の実績」	増進に寄与した研究業績であると評価されること
省令第36条第11号に定める	大学院博士課程において,第19条第2項又は第21条第1
「その他機構が定める業績」	項の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了す
	ること。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終
	了となる場合は,修了する見込みであること

- 4 前項の規定にかかわらず、学内選考委員会が第2項の定めにより内定候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生が、貸与期間終了までの間に、前項の表左欄に掲げる業績等について、同表右欄に定める基準(同表左欄の省令第36条第11号に定める「その他機構が定める業績」に対応する基準においては、ただし書を除く。)に基づき各大学院が設定する具体的な評価項目により、十分な成果を挙げる見込みがあることを総合的に評価して行うものとする。
- 5 学長は、第48条第6項の規定に基づき返還免除を行う者として内定を受けた者が、 第19条第2項又は第21条第1項の事由に該当すると認めたとき又は修業年限内で課程を修了することができないと認めたときは、機構に報告しなければならない。 (実施委員会における推薦方法)
- 第47条の2 実施委員会は、第46条第2項の候補者について、機構の指定する期日までに、別に定める業績優秀者返還免除申請書、業績を証明する資料及び順位を付した推薦理由書を機構に提出することにより推薦するものとする。
- 2 実施委員会が省令第35条の2の候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生の、当該外国の大学院における教育研究活動等に関する前条の表左欄に掲げる業績及び当該大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表右欄に定める基準に基づき実施委員会が設定する具体的な評価項目により、総合的に評価して行うものとする。

(機構の認定)

第48条 機構は、第47条第1項及び前条第1項の規定に基づき推薦された候補者について、特に優れた業績を挙げた者の認定並びに奨学金の全部の返還免除(以下「全額免除」という。)を行う者及び奨学金の一部の返還免除(以下「一部免除」という。)を行う者の認定を次条の認定委員会の議を経て行う。

- 2 前項の規定に基づく全額免除又は一部免除の認定は、全額免除を行う者の認定は 各大学院ごとの第47条第1項の順位の上位3分の1以内の者について行い、一部免 除を行う者の認定はそれ以外の者について行うことを基本とする。ただし、特に必 要と認められる場合は、省令第37条の範囲内において、次条の認定委員会の議を経 て、これと異なる認定を行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、外国の大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者 に係る第1項の規定に基づく全額免除又は一部免除の認定は、全額免除を行う者の 認定は前条第1項の順位の上位3分の1以内の者について行い、一部免除を行う者 の認定はそれ以外の者について行うことを基本とする。ただし、特に必要と認めら れる場合は、省令第37条の範囲内において、次条の認定委員会の議を経て、これと 異なる認定を行うことができる。
- 4 一部免除は奨学金の半額とする。
- 5 認定にあたっては、専攻分野間の均衡等に留意するものとする。
- 6 機構は、第47条第2項の規定に基づき推薦された内定候補者について、次条の認定委員会の議を経て、返還免除を行う者として内定することができる。ただし、当該内定を受けた者が、貸与を開始してから第47条第1項の推薦までの期間において第19条第2項又は第21条第1項の事由に該当するとき又は修業年限内で課程を修了できなくなったときは、その内定は効力を失うものとし、第47条第5項に基づく報告を受けた機構は、当該失効の旨を学長を通じて通知するものとする。

(認定委員会)

- 第49条 組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第30条 の規定に基づき,業績優秀者奨学金返還免除認定委員会(以下「認定委員会」とい う。)を置く。
- 2 認定委員会は、学識経験のある10名程度の委員で構成する。
- 3 認定委員会に、調査審議の必要に応じて、臨時委員を置くことができる。
- 4 前3項及び次条のほか、認定委員会に関し必要な事項は、理事長が決定する。
- 第50条 認定委員会は理事長の求めに応じて、令第8条の返還免除の実施に関する次の事項の調査審議を行う。
- (1) 優れた業績に係る評価基準の設定
- (2) 各大学院に係る教育研究活動等についての評価並びに当該大学院修了者及び 返還免除者の活動状況等についての評価並びにそれに基づく毎年度の各大学ごと 及び実施委員会の推薦人数
- (3) 各大学及び実施委員会から推薦された者に係る返還免除の資格の審査及び免除額の決定
- (4) その他返還免除に係る推薦及び認定等に関し必要な事項 第6章 特別控除

(特別控除の認定)

第51条 業務方法書別表第3中A(1)の「母子・父子世帯」とは次の各号の一に該当す

る世帯とする。

- (1) 母又は父と18歳未満の子女の世帯
- (2) 母又は父と18歳未満の子女及び60歳以上であって前年の所得金額が50万円以下である祖父母の世帯
- (3) 18歳未満の子女の世帯
- (4) 祖父母と18歳未満の子女の世帯
- (5) 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子女の世帯
- (6) 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子女及び60歳以上であって前年の所得金額 が50万円以下である祖父母の世帯
- 2 前項の適用にあたっては、18歳以上の就学者及び長期療養者、障害者等の理由に より経済力のない者は、18歳未満の子女とみなす。
- 第52条 業務方法書別表第3中A(3)の「障害者」とは次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障 害者手帳の交付を受けた者又は交付を申請中である者
- (2) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和49年政令第295号)第10条に 規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当する者
- (3) 原子爆弾によって被爆した者及びその子女で身体の機能に隨害のあるもの
- (4) 医師等が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあると証明する者又は児童相談所、知的障害者の更生相談所、精神衛生福祉センター若しくは精神衛生鑑定医の判定により知的障害がある者であることが明らかなもの
- (5) 常に就床を要し、介護されなければ自分で排せつできない程度以上の者で、6 月程度以上状況が継続している事実が明らかなもの
- (6) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により、戦傷病者 手帳の交付を受けている者又は交付を申請中である者
- (7) 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることが明らかなもの
- 第53条 業務方法書別表第3中A(4)の「長期療養者」とは申込時において,6月以上にわたり療養中であるか又は療養を必要と認められる者とする。
- 第53条の2 業務方法書別表第3中A(5)の「主たる家計支持者」とは,第3条第1項 に規定するものをいう。
- 第54条 業務方法書別表第3中A(6)の「震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯」とは、申込みの前年から申込時までに被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来2年以上にわたり著しく困窮状態におかれると認められる世帯をいう。
- 第55条 業務方法書別表第3中Bの「奨学金の貸与を受ける者を対象とする控除」における(4)及び(5)に関する特別控除額の授業料年額を加えた額については、授業料の減免措置を受けている者の授業料年額は減免額を差引いた額とする。ただし、差引いた後の授業料年額がAの(2)就学者のいる世帯であることの特別控除額の該当する

控除額を下回る場合は、当該のそれぞれ相当する控除額まで引上げて控除することができる。

第56条 第51条から前条までにおける控除にあたり、各控除を受ける者は当該事由に 係る証明書の写等を学校に提出しなければならない。

第7章 専修学校の課程

(貸与対象課程の認定)

- 第57条 専修学校の長は、省令第33条第2項に規定する学科若しくは当該学科で教授する内容と同様の内容を教授する学科を設置した場合又はすでに貸与対象の課程と認定された学科の内容を変更した場合は、次に掲げる書類を機構に提出することができる。
- (1) 専修学校許可書等の写し
- (2) 学則の写し
- (3) 入学案内
- 2 前項の場合において、機構が適当と認めるときは、これを貸与対象課程として認 定することができる。

第8章 補則

(実施細目)

第58条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(従前の被貸与者に関する経過措置)

第2条 前条の施行日前の貸与契約による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、 なお従前の例による。この場合において、旧奨学規程(日本育英会奨学規程(昭和 59年8月29日達第762号をいう。) 第2条, 第10条, 第11条, 第12条, 第16条, 第20 条及び第26条中「本会」とあるのは「機構」と、第4条第1項の表中「国立及び公 立の高等学校」とあるのは「地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成 15年法律第112号) 第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この表におい て同じ。)が設置する高等学校」と、「国立及び公立の大学」とあるのは「地方公 共団体、国立大学法人及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118 号) 第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。) が設置する大学」と、「国立 及び公立の高等専門学校」とあるのは「地方公共団体及び独立行政法人国立高等専 門学校機構が設置する高等専門学校 | と、「国立及び公立の専修学校 | とは「国、 地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校」と、第10条、第12条中「会長」 とあるのは「理事長」と、旧第二種実施規程(日本育英会第二種奨学金業務実施規 程(平成11年6月7日達第982号)をいう。以下同じ。)第5条中「同項の規定によ る日本育英会債券」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律 第94号) 第19条第1項の規定による日本学生支援債券及び同法附則第12条の規定に

よる日本育英会債券」と、第10条、第11条、第12条、第16条、第20条、第22条、第29条及び別表中「本会」とあるのは「機構」と、第12条、第15条、第25条及び第34条中「会長」とあるのは「理事長」と、第33条中「日本育英会奨学金返還免除規程(昭和59年8月29日達第763号)」とあるのは、「奨学規程附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる日本育英会返還免除規程(昭和59年8月29日達第763号。(以下「旧返還免除規程」という。))の規定及び奨学規程附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧返還免除規程の規定」とする。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧奨学規程による改正前の日本育英会奨学規程(昭和19年6月20日達第21号)第2条,第12条,第 17条第4項及び第20条の3第2項中「本会」とあるのは「機構」とする。
- 3 第29条の2から第29条の5までの規定は、第1項の規定によりなお従前の例によることとされる奨学金の返還(旧奨学規程第1条第2項に規定する奨学金に係るものに限る。)について準用する。この場合において、第29条の4中「第26条の規定にかかわらず、適用期間」とあるのは「適用期間」と、「第23条第3項の規定に基づき得られる据置期間利息」とあるのは「据置期間利息」とする。
- 4 第29条の2, 第29条の3及び第24条の5の規定は, 第1項の規定によりなお従前の例によることとされる奨学金の返還(旧奨学規程による改正前の日本育英会奨学規程(昭和19年6月20日達第21号) 第1条第2項に規定する奨学金に係るものに限る。) について準用する。
- 第3条 附則第1条の施行日前の貸与契約による奨学金の返還免除について,旧返還免除規程の規定(第3条,第5条から第8条まで及び第11条から第22条までを除く。) 及び特別貸与による奨学金の返還と返還免除に関する規程(昭和33年11月7日達第298号)は、なお従前の例による。
- 第4条 附則第2条の規定にかかわらず、旧奨学規程のうち第19条及び第33条は、なお効力を有するものとし、旧奨学規程の一部を次のように改める。

第19条第1項中「連署」の次に「,押印(印鑑証明書を添付するものとする。)」を加え,「返還誓約書(借用証書)」の次に「及び連帯保証人の収入に関する証明書」を加える。

第19条第2項の次に次の一項を加える。

- 3 第1項に規定する返還誓約書の提出をしなかったときは、第20条及び第21条の 規定にかかわらず、返還未済額の全部の返還等機構が指定する方法により返還さ せるものとする。
- 2 附則第2条の規定にかかわらず、旧第二種実施規程第19条の規定は、なおその効力を有するものとし、旧第二種実施規程第19条の一部を次のように改める。

第19条第1項中「連署」の次に、「、押印(印鑑証明書を添付するものとする。)」を加え、「返還誓約書」の次に「及び連帯保証人の収入に関する証明書」を加える。 第19条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に規定する返還誓約書の提出をしなかったときは、第20条及び第21条の

規定にかかわらず、返還未済額の全部の返還等機構が指定する方法により返還させるものとする。

- 第5条 附則第2条の規定にかかわらず、附則第1条の施行日前の貸与契約による奨学金の返還免除について、旧返還免除規程第3条、第5条から第8条まで及び第11条から第22条までの規定はなおその効力を有する。この場合において、旧返還免除規程第13条から第16条まで、第19条及び第22条中「本会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。
- 第6条 附則第1条の施行後も、緊急採用等に関する業務実施施行細則(平成13年3月30日達第1013号),奨学金の貸与を受ける者の資格に関する施行細則(平成14年9月30日達第1049号),奨学金の貸与を受けることができる期間に関する施行細則(平成14年9月30日達第1050号),日本育英会奨学生予約採用業務施行細則(平成14年12月9日達第1060号),第二種奨学金の割賦金算出の定率及び利息計算に関する施行細則(平成14年12月9日達第1063号),口座振替による返還の取扱いについての定め(平成7年7月24日達第919号),日本育英会奨学金返還免除規程施行細則(平成11年9月30日達第990号),奨学金の返還の強制に関する施行細則(平成14年12月9日達第1062号)及び奨学金の交付に関する施行細則(平成15年5月28日達第1073号)の規定は、なお効力を有するものとする。
- 2 前項に掲げる規定中、「日本育英会の会長」及び「日本育英会の理事長」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の理事長」と、「会長」とあるのは「理事長」と、「日本育英会の都道府県支部の支部長」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の理事長」と、「支部長」とあるのは「理事長」とする。

(業務の特例に関する経過措置)

第7条 法附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については、旧奨学規程第 2条,第3条第1項及び第4項,第4条第1項の表(高等学校及び専修学校の高等 課程に係る部分に限る。),第8条第1項及び第5項から第7項,第9条から第19 条, 第20条 (第2項, 第5項, 第6項及び第8項から第10項を除く。), 第21条第 1項. 第22条から第27条. 第28条(第2項を除く。) 並びに第29条から第31条まで の規定は、前条の施行後もなお効力を有するものとし、この場合において、旧奨学 規程第2条, 第8条, 第9条から第12条, 第16条, 第20条及び第26条中「本会」と あるのは「機構」と、第3条第1項中「奨学生の選考及び採用に関する規程」とあ るのは「業務方法書(平成16年4月1日文部科学大臣認可)附則第3条第2項の規 定によりなお効力を有することとなる廃止前の奨学生の選考及び採用に関する規程 (昭和59年8月21日達第761号) | と、第4条第1項の表中「国立及び公立の高等学 校」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条 第1項に規定する国立大学法人(以下「国立大学法人」という。)が設置する高等 学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは「国、地方公共団体及び国立大 学法人が設置する専修学校」と、第8条中「確認書」とあるのは「申請書」と、「本 会都道府県支部」とあるのは「機構」と、第8条、第10条及び第12条中「会長」と

あるのは「理事長」とし、旧奨学規程の一部を次のように改める。

第8条第1項中「連帯保証人と連署の上の」を削る。

第9条第1項中「ただし、前条第6項ただし書のものについては、あらかじめ本 会都道府県支部の奨学生選考委員会の議を経るものとする」を削る。

第19条第1項中「連署」の次に「,押印(印鑑証明書を添付するものとする。)」を加え,「返還誓約書(借用証書)」の次に「及び連帯保証人の収入に関する証明書」を加え、同条第2項の次に次の一項を加える。

- 3 第1項に規定する返還誓約書の提出をしなかったときは、第20条及び第21条の 規定にかかわらず、返還未済額の全部の返還等機構が指定する方法により返還さ せるものとする。
- 2 第29条の2, 第29条の3及び第29条の5の規定は,機構が法附則第14条第1項に 規定する業務を行う場合における奨学金の返還について準用する。

(第二種奨学金の返還)

第8条 平成9年度以後に貸与する第二種奨学金に係る第23条の規定の適用については、当分の間、同条第2項「第二種奨学金についての前項の規定による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。」とあるのは「第二種奨学金についての前項の規定による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。(この場合の利息は、奨学生であった者が貸与を受けた奨学金に係る利率が同じであるものごとに当該奨学金の額を合計して当該利率により算出した額の合計額を、貸与期間中に貸与を受けた奨学金の額で除して得られる利率によって算出するものとする。)」とする。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第34号)

この規程は、平成16年5月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第40号)

この規程は、平成16年8月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第53号)

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第2号)

この規程は、平成17年2月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第11号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の奨学規程第43条の規定は、平成16年度以降に償却を行う債権について適 用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第22号)

(施行期日)

この規程は、平成17年10月26日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第9号) (施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に採用された奨学生に係る第18条第5項及び第19条第1項 の規定は、なお従前の例による。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第11号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第16条第2項及び第3項の 規定は、平成19年2月19日から適用する。
- 2 この規程の施行日前の貸与契約による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、 たお従前の例による。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第19号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成19年11月13日から施行し、変更後の規定は平成20年3月31日に 奨学金の貸与期間が終了する者から適用する。ただし、平成20年3月31日の貸与終 了者については、貸与期間が満了した者に限る。

(日本育英会奨学規程の一部改正)

2 附則第4条第1項の規定によりなお効力を有することとされる日本育英会奨学規 程の一部を次のように改正する。

「次のよう〕略

(日本育英会第二種奨学金業務実施規程の一部改正)

3 附則第4条第2項の規定によりなお効力を有することとされる日本育英会第二種 奨学金業務実施規程の一部を次のように改正する。

「次のよう〕略

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第8号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月9日から施行し、変更後の規定は平成20年4月1日か ら適用する。
- 2 適用日前の貸与契約(以下「旧貸与契約」という。)により第二種奨学金の貸与を受けている者が、独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第99号)による改正後の令第2条第1項各号の最も高い月額又は変更後の業務方法書第6条第1項に規定する月額を選択するために新たな貸与契約(以下「新貸与契約」という。)を行う場合の取扱いについては、業務方法書(平成20年4月1日文部科学大臣変更認可)附則(以下この項において「業務方法書附則」という。)第3項に定めるところによるほか、以下の各号に定めるところによる。
- (1) 新貸与契約に係る奨学金の申込み及び推薦については、第6条第1項及び第5項並びに第7条並びに第8条第1項ただし書きの規定にかかわらず、業務方法書 附則第3項第4号及び第5号の定めるところにより行うものとする。
- (2) 新貸与契約に係る奨学金の選考及び推薦についての業務方法書附則第3項第

1号及び第5号の機構が別に定める書類は、第7条の規定にかかわらず、奨学金 貸与月額変更願及び奨学生が未成年者の場合はその保護者と連署の上押印した同 章書とする。

- (3) 新貸与契約に係る奨学金の申込みについての業務方法書附則第3項第4号の機構が別に定める書類は、第6条第1項及び第5項並びに第12条第1項の規定にかかわらず、奨学金貸与月額変更願及び収入に関する証明書並びに奨学生が未成年者の場合はその保護者と連署の上押印した同意書とする。
- (4) 旧貸与契約及び新貸与契約に係る返還誓約書の提出については,第11条第1項 及び第2項の規定にかかわらず,業務方法書附則第3項第7号の定めるところに より行うものとする。
- (5) 平成19年度に採用された奨学生の新貸与契約に係る利率を算定する方法は、第 11条第3項の規定にかかわらず、旧貸与契約において選択した利率を算定する方 法と同一とすることを要するものとする。
- (6) 新貸与契約に基づく奨学金の採用については、奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の4月までのうち奨学生が希望する月に遡ることができる。
- (7) 旧貸与契約で貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書について は、第15条第3項の規定にかかわらず、新貸与契約で貸与した奨学金の貸与総額 等を記載した貸与額通知書と併せて学校を通じて奨学生に交付するものとする。
- (8) 旧貸与契約及び新貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合における それぞれの奨学金の月賦返還の割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額について は、第24条第6項の規定を適用するものとする。
- (9) 返還期限の猶予の願い出については,第29条第2項第2号及び第3項の規定にかかわらず,業務方法書附則第3項第8号の定めるところによる。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第21号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月24日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第10号)

(施行期日等)

この規程は、平成21年3月16日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第27号) (施行期日等)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に奨学生として採用された者及び施行日以後平成22年3月31日までの間に奨学生として採用される者の奨学金の貸与及び奨学金の返還については、第5条第2項,第8条第1項,第9条第1項,第11条(個人信用情報の取扱いに関する同意書に係る部分を除く。),第17条,第21条第1項,第34条及び改正前

の第6条の2の規定は、なお従前の例による。

- 3 施行日前の貸与契約(以下「旧貸与契約」という。)により奨学金の貸与を受けている者が、独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第74号)による改正後の令第1条第1項の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も低い額を選択するために、新たな貸与契約(以下「新貸与契約」という。)を行う場合の取扱いについては、業務方法書(平成21年4月1日文部科学大臣変更認可)附則(以下この項において「業務方法書附則」という。)第3項に定めるところによるほか、以下の各号に定めるところによる。
- (1) 新貸与契約に係る奨学金の申込み及び推薦については、第6条第1項及び第5項並びに第7条並びに第8条第1項ただし書きの規定にかかわらず、申込みについては、第3号に定める書類を在学学校長に提出することにより行うものとし、推薦については、次号に定める書類を機構に提出することにより行うものとする。
- (2) 新貸与契約に係る奨学金の選考及び推薦についての業務方法書附則第3項第 1号及び第5号の機構が別に定める書類は,第7条の規定にかかわらず,奨学金 貸与月額変更願とする。
- (3) 新貸与契約に係る奨学金の申込みについての業務方法書附則第3項第4号の 機構が別に定める書類は、第6条第1項及び第5項並びに第12条第1項の規定に かかわらず、奨学金貸与月額変更願とする。
- (4) 旧貸与契約及び新貸与契約に係る返還誓約書の提出については、改正前の第11 条第1項及び第2項の規定にかかわらず、新貸与契約の貸与期間が終了したとき に、旧貸与契約に係る返還誓約書と併せて一の返還誓約書として、在学学校長を 経て提出することにより行うものとする。
- (5) 新貸与契約に基づく奨学生の採用については、奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の4月までのうち奨学生が希望する月に遡ることができる。
- (6) 旧貸与契約で貸与した奨学生の貸与総額等を記載した貸与額通知書について は、第15条第3項の規定にかかわらず、新貸与契約で貸与した奨学金の貸与総額 等を併せて記載した貸与額通知書を、学校を通じて奨学生に交付するものとする。
- (7) 返還期限の猶予の願い出については、第29条第2項第2号及び第3項の規定にかかわらず、奨学金貸与月額変更願の提出をもって願い出があったものとみなす。 (個人信用情報の取扱いに関する同意書の提出時期についての経過措置)
- 4 この規程の施行日前に奨学生の採用候補者に決定した者は、第12条第2項に基づく採用の決定の際に、個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出するものとする。 附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第33号)

(施行期日等)

この規程は、平成21年7月6日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成21年6月1日以降に第7条第1項の推薦を受けた者で、平成21年8月1日以降に留学し奨学

金の貸与を受けるものに係る保証契約から適用し、改正後の第12条第3項の規定は、 平成21年6月1日以降に第7条第1項の推薦を受けた者で、平成21年8月1日以降に 外国の大学又は外国の大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとするものから 適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第14号)

この規程は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第15条第4項に規定する奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合の連帯保証人及び保証人の連署及び押印に係る部分、並びに改正後の第17条第2項の規定は、平成22年4月1日以降に奨学生として採用される者から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第22号)

この規程は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第29号)

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第35号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第29条の2から第29条の5までの規定は、奨学規程の一部を改正する規程(独立 行政法人日本学生支援機構平成19年規程第11号)附則第2項の規定によりなお従前 の例によることとされる奨学金の返還について進用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第9号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第15号)

この規程は、平成23年5月30日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第9号)

この規程は、平成24年3月30日から施行し、改正後の奨学規程第5条第1項第2号の規定は平成24年1月4日から適用し、改正後の奨学規程第18条第5項の規定は平成24年4月1日以降に留学を開始する者から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第19号) (施行期日)

1 この規程は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、改正後の奨学規程第11条第4項の規定の適用については、平成24年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第10号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第16号)

この規程は、平成25年7月26日から施行し、改正後の第57条の規定は、平成25年4

月1日から適用する。

ただし、この規程の施行の際現に改正前の奨学規程第58条の規定により省令学科とみなし、貸与対象課程と認定されている学科は、改正後の奨学規程第57条の規定により認定した学科とみなす。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第23号)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第24号)

この規程は、平成25年12月27日から施行し、改正後の奨学規程の規定は、平成26年 1月1日以降外国の大学及び外国の大学院に入学する者に係る選考から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第15号)

この規程は、平成26年4月1日から施行し、改正後の奨学規程第18条第5項の規定は、海外留学支援制度による派遣留学生においては平成26年度以降新たに海外留学支援制度による奨学金等の給付を受ける者から、海外留学支援制度による派遣留学生以外においては平成26年4月1日以降に留学を開始する者から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第29号)

この規程は、平成26年11月25日から施行し、改正後の奨学規程第17条第1項第1号 並びに第18条第5項及び第6項の規定は、平成26年度以降に官民協働海外留学支援制 度による奨学金等の給付を受ける者から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第25号)

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第34号)

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第16号)

この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の奨学規程第14条の規定は、平成28年4月1日以降に奨学生として採用される者(平成28年度に入学又は留学したときに奨学金の貸与を受けようとして業務方法書第12条又は第12条の2の規定により採用候補者となった者を除く。)に係る貸与契約から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第24号)

この規程は、平成28年10月26日から施行する。

別表第1 (第24条第2項,第4項及び第6項―第8項関係)

第二種奨学金の割賦金算出の定率

定率	定率 = $\frac{\mathbf{i} \times (1+\mathbf{i})^n}{(1+\mathbf{i})^n - 1}$	
備考	・iについては	
	年賦返還の場合は年利率	
	半年賦返還の場合は年利率の6/12	

33/37

月賦返還の場合は年利率の1/12

・ 返還回数はn

### 別表第2(別記1第1関係)

### 学力特例

	事由	該当項目数	区分	特例
(1)	高等専門学校第1学年に在	左のうち1	中学校最終	中学校における学習成績が
	学する者で,高等専門学校入	つに該当	学年	3.5に近い
	学試験の成績が入学者の上			
	位2分の1以内である者			
(2)	大学1年次に在学する者		高等学校最	高等学校における学習成績
	で,大学入学試験の成績が本		終学年	が3.0に近い
	人の属する学部(科)の入学			
	者の上位2分の1以内である			
	者			
(3)	専修学校専門課程の1年次		高等専門学	中学校における成績が3.3以
	で,入学試験の成績が本人の		校第1学年	上又は高等専門学校におけ
	属する学科の入学者の上位2			る学習成績が平均水準に近
	分の1以内である者			V >
(4)	主たる家計支持者を失っ		高等専門学	高等専門学校における学習
	た者		校第2学年	成績が平均水準に近い
			以上	
(5)	申込みの時から1か年以内		大学1年次	高等学校又は専修学校高等
	において震災, 風水害, 火災			課程における成績が3.3以上
	その他の災害等により著し			
	い被害を受けた者及び著し			
	い被害を受けた者の子女			
(6)	生活保護法による被保護		大学2年次	大学における学習成績が上
	世帯及びこれに準ずると認		以上	位1/3に近い
	められる世帯に属する者			
(7)	障害者		専修学校の	専修学校高等課程における
			高等課程最	成績が平均水準に近い
			終学年	
(8)	原子爆弾による被爆者及		専修学校の	高等学校又は専修学校高等
	びその子女		専門課程1	課程における成績が3.0以上
			年次	
(9)	中学校に在学する者で,中		専修学校の	専修学校専門課程における
	国帰国孤児の子女		専門課程2	成績が上位1/3に近い

34/37

			年次以上	
(10)	専修学校の専門課程に在		専修学校専	
	学する者で本人の目指す職		門課程の上	る成績が上位1/3に近い
	業に関連性のある科目の成		級学科	
	績が特に優れている者			
(11)	北海道の区域外に居住する	左のうち2	高等専門学	中学校における成績が3.0以
	アイヌの人々であることの	つ以上に該	校第1学年	上
	認定を受けた者	当	大学1年次	高等学校又は専修学校の高
				等課程における成績が3.0以
				Ŀ

### 備考

- 1 表中の原子爆弾による被爆者とは被爆者健康手帳を所持している者である。
- 2 表中の主たる家計支持者を失った者には、生別、死別のほか、精神又は身体 の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。
- 3 専攻科及び別科に在学する者(その者が次項に該当する場合を除く。)については、「大学2年次以上」に在学するものとみなす。
- 4 別科1年次に在学する者のうち最終学歴が高等学校又は専修学校の高等課程 の者については、「大学1年次」に在学するものとみなす。

#### 別表第3(別記1第2関係)

### 家計特例

3/ 1/1/ 1/1				
事由	該当項目数	区分	特例	
障害者及び障害者のいる	左のうち1	中学校最終学	収入基準額の10%程度以	
世帯に属する者	つに該当	年	内の超過	
長期療養者のいる世帯に		高等学校最終		
属する者		学年		
原子爆弾による被爆者及		高等専門学校		
びその子女				
中学校に在学する者で,主		大学		
たる家計支持者を失った者				
中学校に在学する者で,中		専修学校		
国帰国孤児の子女				
	事由 障害者及び障害者のいる 世帯に属する者 長期療養者のいる世帯に 属する者 原子爆弾による被爆者及 びその子女 中学校に在学する者で,主 たる家計支持者を失った者	事由 該当項目数	事由 該当項目数 区分 中学校最終学 中帯に属する者 つに該当 長期療養者のいる世帯に 属する者 学年 高等学校最終 学年 高等専門学校 びその子女 中学校に在学する者で、主 たる家計支持者を失った者 中学校に在学する者で、中 専修学校	

#### 備考

- 1 表中の原子爆弾による被爆者とは被爆者健康手帳を所持している者である。
- 2 表中の主たる家計支持者を失った者には、生別、死別のほか、精神又は身体 の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。

## 別記1 特例推薦

第1 学力特例

35/37

業務方法書別記第1第2項第3号ただし書,第3第3号ただし書,第4第2項第3号ただし書,第6第2項第3号ただし書,第10第2項第3号ただし書,第12第2項第3号ただし書等により,学力の基準を満たすとみなす場合は,別表第2の「事由」欄の事由に「該当項目数」欄の数だけ該当する者が「区分」の学校に在学するとき「特例」欄に掲げる学力に該当する場合とする。

#### 第2 家計特例

- 1 業務方法書別表第1の備考3により、収入基準額を満たすとみなす場合とは、別表第3の「区分」の学校に在学する者が「特例基準」の示す家計基準以内で「該当項目」の示す事由がある場合とする。
- 2 業務方法書別表第1の備考4の適用は,第一種奨学金の貸与を受けようとする者が,特別の事由により奨学金を受けなければ就学を継続することが困難であり,研究能力が特に優れていると認められる場合とする。
- 3 業務方法書別表第1の備考5により、収入基準額を満たすとみなす場合とは、奨学金の貸与を受けようとする者の生計を維持する者(奨学金の貸与を受けようとする者が大学院に在学する場合にあってはその者)が、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第2号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けることができない場合とする。

## 別記2 債務者区分

### 第1 正常先

次の各号に掲げる奨学生及び要返還者 (要注意先から破綻先までの区分に該当する 者を除く。)

- (1) 奨学生
- (2) 旧返還免除規程第11条の規定に基づき, 奨学金の返還の期限を猶予されている者
- (3) 業務方法書第24条第1項第2号及び第6号の規定に基づき, 奨学金の返還の期限を猶予されている者
- (4) 割賦金の返還を怠っていない要返還者

#### 第2 要注意先

次の各号に掲げる要返還者(破綻懸念先から破綻先までの区分に該当する者を除く。)

- (1) 業務方法書第24条第1項第1号,第3号から第5号及び第7号から第10号の規 定に基づき,奨学金の返還の期限を猶予されている者
- (2) 業務方法書第24条の3第1項各号の規定に基づき,奨学金の返還について減額 返還の適用を受けている者
- (3) 延滞期間(割賦金の返還を怠っている期間をいう。以下同じ。)が6月未満の要返還者
- 2 前項第1号及び第2号の要返還者並びに第3号のうち延滞期間が3月以上の要返 還者については、要管理先とする。

## 第3 破綻懸念先

延滞期間が6月以上10年未満の要返還者(実質破綻先及び破綻先の区分に該当する者を除く。)

### 第4 実質破綻先

次の各号に掲げる要返還者(破綻先の区分に該当する者を除く。)

- (1) 第39条の規定に基づき債務名義を取得した者
- (2) 延滞期間が10年を経過した者
- (3) 第33条第2項及び第4項により機構に届出のあった住所又は居所(以下「住居所」という。)において連絡をとることができず、かつ次のアからウの関係先に照会しても住居所が判明しない者のうち、1年以上入金がない者
- ア 住所又は本籍の所在する市役所,区役所又は町村役場
- イ 連帯保証人及び保証人
- ウ 第33条第2項により機構に届けられた勤務先
- (4) 返還未済額が別に定める額未満でかつ2年以上無応答(入金がない,住居所の 届出がない及び折衝した記録がない等のものをいう。)である者

## 第5 破綻先

次の各号に掲げる要返還者

- (1) 破産法 (平成16年法律第75号) に基づく自らを債務者とした破産の手続を申し立てた者
- (2) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく次の各号の手続を申し立てた者 ア 同法第221条の規定による小規模個人再生の手続
- イ 同法第239条の規定による給与所得者等再生の手続
- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158 号)に基づく特定調停の手続を申し立てた者
- (4) 弁護士又は司法書士に依頼して任意に行う債務整理の手続を申し入れた者

※給付奨学金等本細則に定めのないものについては、業務方法書の規定によります。

○奨学生の適格認定に関する施行細則

平成16年12月1日

細則第12号

最近改正 平成27年12月24日細則第15号

(趣旨)

第1条 この細則は, 奨学規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号) 第16条及び第16条の2に規定する適格認定に関し必要な事項を定めるものとする。 (適格認定の対象者)

- 第2条 奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項の奨学生は、次に掲げる奨学生 とする。
- (1) 奨学金継続願(以下「継続願」という。)を提出した者
- (2) 第4条第2項第2号の停止の処置を受けている者
- (3) 性行不良の者,学業成績不振により卒業又は修了の延期が確定した者その他適 格認定が必要であると奨学生が在学する学校の長(以下「在学学校長」という。) が認めた者
- 2 前項第2号の停止の処置を受けている者のうち第4条第2項第6号の復活の処置 を受けようとする者は、学修状況等について在学学校長に報告するとともに交付の 再開を願い出なければならない。
- 3 在学学校長は、第1項第1号に掲げる者にあっては機構の定める期日までに、同項第2号に掲げる者にあっては適宜、同項第3号に掲げる者にあっては事由発生後速やかに適格認定を行うものとする。

(適格基準)

- 第3条 奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項に定める適格認定の基準(以下 「適格基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 人物について

学生又は生徒の生活の全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく, 奨学金 (業務方法書第4条第1項に規定する奨学金をいう。以下同じ。)の貸与には返還義務が伴うことを自覚し,かつ,将来良識ある社会人として活躍できる見込があること。

(2) 健康について

今後とも引き続き修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学業について

修業年限で確実に卒業又は修了できる見込があること。

(4) 経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

(機構の処置)

- 第4条 奨学規程第16条第4項及び第16条の2第4項に定める独立行政法人日本学生 支援機構(以下「機構」という。)が奨学生に対してとるべき処置は,廃止,停止, 警告,継続又は復活とする。
- 2 前項に定める処置の内容は、次の各号の区分に応じたものとする。
  - (1) 廃止

奨学生の資格を失わせる。

(2) 停止

1年以内で在学学校長が定める期間, 奨学金の交付を停止する。ただし, 停止の事由が継続している場合は, 当該停止期間を経過後1年を限度として在学学校長が定める期間, 停止を延長する。

(3) 警告

ア 奨学金の交付を継続する。

- イ 学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。
- (4) 継続

奨学金の交付を継続する。

(5) 復活

奨学金の交付を復活する.

- 3 機構は、前項各号(第5号を除く。)の処置を行った者に対し、当該処置の内容 を記載した文書(以下「処置通知」という。)を交付するものとする。
- 4 機構は、前項の処置通知の内容を理解していることを確認するため、第2項第2 号及び第3号の処置を受けた者に対し、別に定める書類の提出を求めるものとする。 (認定の方法)
- 第5条 奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項の適格認定は,第3条の適格基準に基づき,次項及び第3項に定めるところにより行うものとする。
- 2 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる者の適格認定については、次表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める学校の種類ごとに適格基準の細目に基づいて認定するものとする。

区分	適格基準の細目			
	学部・短期大学・高等専門学校・専修	大学院		
	学校 (専門課程)			
廃止	学業成績が次のいずれかに該当する者	学業成績により、修了の延期が確定し		
	(1) 卒業延期が確定した者又は卒	た者又は修了の延期の可能性が極めて		
	業延期の可能性が極めて高い者	高い者		
	(2) 当年度の修得単位(科目)数が			

	皆無の者又は極めて少ない者	
	次のいずれかに該当する者	同左
	(1) 「継続願」を提出しなかった者	
	(継続願に記入すべき事項を故意	
	に記入せず,又は虚偽の記入をし	
	た者を含む。)	
	(2) 「奨学金申込書」又は「確認書」	
	に虚偽の記入をしたことにより奨	
	学生となったことが判明した者	
	(3) 在学学校で退学・除籍の処分を	
	受け学籍を失った者(ただし,授	
	業料未納による退学・除籍処分は,	
	異動(退学)として取り扱うもの	
	とする。)	
	(4) 学校内外の規律を著しく乱し,	
	奨学生の資格を失わせることが適	
	当である者	
	(5) その他, 奨学生としての責務を	
	怠り, 特に奨学生として適当でな	
	い者	
	第3条第1号, 第2号又は第4号に該当し	同左
	ない者	
停止	学業成績は廃止該当者と同じである	同左
	が,成業の見込がある者	
	廃止に該当しない者のうち,次のいず	同左
	れかに該当する者	
	(1) 停学その他の処分を受けた者	
	(2) 学校内外の規律を乱し,奨学金	
	の交付を停止させることが適当で	
	ある者(不起訴処分の場合に限	
	る。)	
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち,	廃止又は停止に該当しない者のうち,
	次のいずれかに該当する者。ただし,	次のいずれかに該当する者。ただし,
	(1)又は(2)に該当する者のうち,次年	(1)に該当する者のうち, 次年度以降の
	度以降の修得単位(科目)数が当年度	修得単位数が当年度と同数程度であっ
	と同数程度であっても卒業延期となら	ても修了の延期とならない者その他当
	ない者その他当年度の修得単位(科目)	年度の修得単位数に基づき警告認定を

数に基づき警告認定を行うことが適当行うことが適当でないと認められる者 でないと認められる者は、除くことがは、除くことができる。

できる。

(1) 当年度の修得単位(科目)数が 生に比べて著しく少ない者 標準的な修得単位(科目)数の1 /2以下の者

- (2) 前号の規定にかかわらず, 在学 者 学校長が当年度の修得単位(科目) (3) 学修の意欲に欠ける者 数が著しく少ないと認めた者
- (3) 当年度の学修の評価内容が他 の学生に比べて著しく劣っている 者
- (4) 学修の意欲に欠ける者
- (5) 仮進級となった者

- (1) 当年度の修得単位数が他の学
- (2) 当年度の学修の評価内容が他 の学生に比べて著しく劣っている

廃止,停止又は警告に該当しない者 同左

- 3 第2条第1項第2号に掲げる者の適格認定については、次に定めるとおりとする。
- (1) 停止の事由が継続している者については、廃止又は停止の区分に認定するもの とする。ただし、最初の停止の処置を受けた日から2年を経過した者については、 廃止の区分に認定するものとする。
- (2) 停止の事由がなくなった(卒業延期が確定したこと又は卒業延期の可能性が極 めて高いことにより停止の処置を受けている者にあっては、当該延期後の卒業又 は修了予定期に卒業又は修了できる見込がある場合に限る。)と認められ、かつ、 奨学金の交付再開を願い出た者については,復活の区分に認定することができる ものとする。ただし、在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付 再開を願い出ない者については、廃止の区分に認定するものとする。

(貸与月額の選択に関する指導)

第6条 在学学校長は、警告又は継続の認定を行った者の収入と支出の状況を確認し、 必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう指導するものとする。

(奨学規程第16条の2に規定する適格認定に関する読替え)

第7条 奨学規程第16条の2第3項及び第4項の規定により機構が適格認定を行う場 合については、第2条第1項中「奨学生が在学する学校の長(以下「在学学校長」 という。) 」とあるのは「機構の理事長」と、第2条第2項及び第3項、第4条第 2項第2号, 第5条第2項の表及び第3項第2号並びに前条中「在学学校長」とあ るのは「機構の理事長」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この施行細則は、平成16年12月1日から施行する。

(日本育英会奨学生適格認定施行細則の廃止)

2 日本育英会奨学生適格認定施行細則(平成12年5月10日達第1000号。以下「旧細 則」という。)は、廃止する。

(旧細則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行前に、平成16年規程第53号による改正前の奨学規程附則第6条によりなお効力を有することとされる旧細則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この細則中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(業務の特例に関する経過措置)

4 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については、旧細則は、附則第2項の施行後もなお効力を有するものとし、この場合において「会長」とあるのは「理事長」と、「日本育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、「本会」とあるのは「機構」とする。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成19年細則第7号)

この施行細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第17号)

この施行細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年細則第9号)

この細則は、平成25年12月1日から施行し、改正後の奨学生の適格認定に関する施行細則の規定は、第4条第2項に定める該当者への処置が平成26年4月1日以降となる者から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第16号)

この細則は、平成26年12月16日から施行し、改正後の奨学生の適格認定に関する施行細則の規定は、第4条第2項に定める該当者への処置が平成27年4月1日以降となる者から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第15号)

この細則は、平成27年12月24日から施行する。